

第四十六回国会 農林水産委員会 議録 第十一号

昭和三十一年二月二十五日(火曜日)

午後一時二十一分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事小山 長規君 理事坂田 英一君

理事谷垣 專一君 理事長谷川四郎君

理事本名 武君 理事赤路 友藏君

理事芳賀 貢君

伊東 隆治君 池田 清志君

宇野 宗佑君 大石 武一君

大坪 保雄君 龜岡 高夫君

飯谷 忠男君 吉川 久衛君

小枝 一雄君 笹山茂太郎君

館林三喜男君 内藤 隆君

藤田 義光君 松田 鐵藏君

亘 四郎君 栗林 三郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

楠崎弥之助君 西村 関一君

湯山 勇君 中村 時雄君

林 百郎君

出席政府委員

農林政務次官 丹羽 兵助君

農林事務官 松岡 亮君

農林事務官 昌谷 孝君

農林事務官 丹羽雅次郎君

(農政局長)

農林事務官 丹羽雅次郎君

(農政局長)

農林事務官 丹羽雅次郎君

(農政局長)

農林事務官 丹羽雅次郎君

(農政局長)

農林事務官 丹羽雅次郎君

(農政局長)

農林事務官 丹羽雅次郎君

同日

委員重政誠之君辞任につき、その補

欠として加藤精三君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員加藤精三君辞任につき、その補

欠として江崎真澄君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員江崎真澄君辞任につき、その補

欠として加藤精三君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員加藤精三君、楠崎弥之助君及び

湯山勇君辞任につき、その補欠とし

て江崎真澄君、長谷川保君及び高田

富之君が議長の指名で委員に選任さ

れた。

同日

委員江崎真澄君、高田富之君及び長

谷川保君辞任につき、その補欠とし

て加藤精三君、湯山勇君及び楠崎弥

之助君が議長の指名で委員に選任さ

れた。

同日

委員江崎真澄君、高田富之君及び長

谷川保君辞任につき、その補欠とし

て加藤精三君、湯山勇君及び楠崎弥

之助君が議長の指名で委員に選任さ

れた。

同日

委員江崎真澄君、高田富之君及び長

谷川保君辞任につき、その補欠とし

て加藤精三君、湯山勇君及び楠崎弥

之助君が議長の指名で委員に選任さ

の特別措置に関する請願(池田清志

君紹介)(第六一三三号)

農林年金制度改正に関する請願(伊

東隆治君紹介)(第六一八八号)

国内産牛乳による学校給食制度の法

制化に関する請願(堀内一雄君紹介)

(第六一九号)

同(保科善四郎君紹介)(第六三三

号)

同(内海安吉君紹介)(第六八八号)

同(大石武一君紹介)(第六八九号)

同外一件(館林三喜男君紹介)(第六

九〇号)

同外三十五件(渡辺美智雄君紹介)

(第七七六号)

同(苗ヶ久保重光君紹介)(第八三二

号)

同外三十八件(井手以誠君紹介)(第

八六四号)

同外十二件(内藤隆君紹介)(第八六

五号)

同(野原正勝君紹介)(第八六六号)

同外七件(小平久雄君紹介)(第八八

八号)

同(長谷川峻君紹介)(第八八九号)

もみ買入れ制度の確立に関する請願

(佐伯宗義君紹介)(第六八五号)

農業振興施策に関する請願(佐伯宗

義君紹介)(第六八六号)

農畜産物価格補償制度の確立に関す

る請願(佐伯宗義君紹介)(第六八七

号)

市町村有等のトラクター利用に対す

る農業改良資金助成法施行令による

る農業改良資金助成法施行令による

技術導入資金の適用に関する請願

(池田清志君紹介)(第七一五号)

国有林野解放特別法の早期制定に関

する請願(野原正勝君紹介)(第七三

〇号)

国有林野の払下げに関する請願(本

郷三郎君紹介)(第七三六号)

母畑ダム建設促進に関する請願(本

郷三郎君紹介)(第七三七号)

は本委員会に付託された。

二月二十四日

漁業災害補償制度の早期確立に関す

る陳情書(酒田市議会議長佐藤久吉

(第一六七号)

同(山形県鮎川郡遊佐町長後藤亀太

郎)(第一六八号)

同(徳島県議会議長唐渡昌二)(第一

六九号)

同(中国四国九県議会議長正副議長会

代表山口県議会議長吉井公人)(第二

四二二号)

同(四国四県議会議長正副議長会代表

高知県議会議長岡林秀起)(第二四三

号)

農業委員手当の増額等に関する陳情

書(栃尾市大字下塩栃尾市農業委員

会長大橋正賢外三十五名)(第一七

〇号)

国内産牛乳による学校給食法制化に

関する陳情書(長野県埴科郡松代町

議会議長中島邦雄)(第一七一七号)

同(岩手県岩手郡松尾村議会議長吉

田己之松)(第一七二二号)

同(札幌市議会議長斎藤忠雄)(第一

七三三三号)

同(愛井市議会議長中条繁三)(第一

七四四号)

同(帯広市議会議長中島武市)(第一

七五五号)

同(北海道足寄郡足寄町議会議長多

田梅松)(第一七六号)

同(山口県議会議長吉井公人)(第一

七七七号)

砂糖の貿易自由化撤回等に関する陳

情書(那覇市美栄橋町一丁目三十一

番地全沖縄労働組合連合会副中央執

行委員長前原穂積)(第一七八号)

農業構造改善事業費全額国庫負担に

関する陳情書(大洲市議会議長富永

義忠)(第一八〇号)

農業構造改善事業に関する陳情書

(全国市長会中国支部長岡山市長岡

崎平夫)(第一八一八号)

同(関東一都九県議会議長会常任幹

事代行東京都議会議長田村福太郎

外九名)(第一八二二号)

牧道災害復旧事業の国庫補助率引き

上げに関する陳情書(熊本県議会議

長岡田清充)(第一八三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

河北潟干拓事業に伴う漁業者の生活再建対策に関する陳情書（石川県議會議長杉原彰善）（第一八七号）

乳価安定並びに牛乳流通対策に関する陳情書（関東一都九県議會議長会常任幹事代行東京都議會議長村田福太郎外九名）（第一八八号）

新潟県の農地地すべり防止事業費増額に関する陳情書（新潟県中頸城郡板倉町新潟県農地関係地すべり防止事業推進協議會長岸田國夫外二十一名）（第一九〇号）

農業後継者の確保養成に関する陳情書（関東一都九県議會議長会常任幹事代行東京都議會議長村田福太郎外九名）（第一九一号）

農地整備事業の国庫補助率引き上げに関する陳情書（東海北陸七県議會議長會代表愛知縣議會議長加藤庄平外六名）（第一九二号）

土地改良事業の改善に関する陳情書（全国市長會中国支部長岡山市長岡崎平夫）（第一九三号）

自作農維持創設資金の増額に関する陳情書（全国市長會中国支部長岡山市長岡崎平夫）（第一九四号）

てん菜振興法の早期制定等に関する陳情書（北海道河西郡芽室町長大村捷三外一名）（第一九五号）

同（北海道河西郡芽室町議會議長長田桑三郎外一名）（第一九六号）

表山口県議會議長吉井公人（第二四五号）

多雨急傾斜地管理確立のための国立農業試験院研究機関設置に関する陳情書（四国四県議會議長會代表高知縣議會議長岡林秀紀）（第二四七号）

蚕糸業の振興対策に関する陳情書（福島市杉妻町二丁目十六番地福島県蚕糸協會會長佐藤了壽）（第二四八号）

青果物の価格安定に関する陳情書（中国四国九県議會議長會代表表山口県議會議長吉井公人）（第二四九号）

農林道整備のための特別立法措置に関する陳情書（中国四国九県議會議長會代表表山口県議會議長吉井公人）（第二五〇号）

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案（内閣提出第八三三号）

土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案（湯山勇外十一名提出、衆法第一三三三号）

○高見委員長 これより會議を開きます。

いずれも内閣提出にかかる農業改良資金助成法の一部を改正する法律案、土地改良法の一部を改正する法律案、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、北海道寒冷地畑作営農改善資金助成臨時措置法の一部を改正する法律案、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案及び食料品総合小売市場管理法案、右各案を便宜一括して議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。丹羽農林政務次官。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業経営の改善」を「農業経営は農家生活の改善」に改め、「農業技術」の下に「又は合理的な生活方式」を加え、「促進するため」を「促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため」に改め、「技術導入資金」の下に「、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金」を加える。

第二条に次の二項を加える。

2 この法律において「農家生活改善資金」とは、農家生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「農業後継者育成資金」とは、農業後継者たる農村青少年が、一の区分された農業部門の経営を自ら行なう等の方法により、近代的な農業経営の担当者として必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

第三条第一項中「技術導入資金」の下に「、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金」を加える。

第四条中「技術導入資金の種類」とに「を、技術導入資金にあつては、その種類ごとに、」と「とする」を、と「し、農家生活改善資金及び農業後継者育成資金にあつては、それぞれ、その種類ごとに、農林省令で定める」に改める。

第五条第一項中「技術導入資金」の下に「、農家生活改善資金及び農業後継者育成資金のそれぞれを加え、」三年を五年に改める。

第八条中「第三条第一項を」技術導入資金に改め、「農業者」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 農家生活改善資金の貸付けは、その申請者が申請に係る農家生活改善資金をもつて合理的な生活方式を導入することによりその農家生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活方式を導入することが必要であると認められる場合に限り、行なうものとする。

3 農業後継者育成資金の貸付けは、その申請者が申請に係る農業後継者育成資金をもつて農業の技術又は経営方法を実地に習得することにより近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者として育成される見込みがある場合に限る、行なうものとする。

第十八条中「第三条を」第三条第一項に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
農業者が農家生活の改善を目的として自主的に合理的な生活方式を導入することを促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の無利子貸付けを行なう都道府県に対し政府が必要となる助成を行なうみちを開く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
農業者が農家生活の改善を目的として自主的に合理的な生活方式を導入することを促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の無利子貸付けを行なう都道府県に対し政府が必要となる助成を行なうみちを開く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
農業者が農家生活の改善を目的として自主的に合理的な生活方式を導入することを促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の無利子貸付けを行なう都道府県に対し政府が必要となる助成を行なうみちを開く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
農業者が農家生活の改善を目的として自主的に合理的な生活方式を導入することを促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の無利子貸付けを行なう都道府県に対し政府が必要となる助成を行なうみちを開く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
農業者が農家生活の改善を目的として自主的に合理的な生活方式を導入することを促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の無利子貸付けを行なう都道府県に対し政府が必要となる助成を行なうみちを開く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
農業者が農家生活の改善を目的として自主的に合理的な生活方式を導入することを促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の無利子貸付けを行なう都道府県に対し政府が必要となる助成を行なうみちを開く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
農業者が農家生活の改善を目的として自主的に合理的な生活方式を導入することを促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の無利子貸付けを行なう都道府県に対し政府が必要となる助成を行なうみちを開く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
農業者が農家生活の改善を目的として自主的に合理的な生活方式を導入することを促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の無利子貸付けを行なう都道府県に対し政府が必要となる助成を行なうみちを開く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
農業者が農家生活の改善を目的として自主的に合理的な生活方式を導入することを促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の無利子貸付けを行なう都道府県に対し政府が必要となる助成を行なうみちを開く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地改良法の一部を改正する法律

土地改良法の一部を改正する法律

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則（第一条—第四条）」を「第一章 総則（第一条—第二章の二 土地改良長期計画（第四条の二—第四十五条の四）」に、「（第十六条—第四十五条の二）」を「（第十六条—第四十六條）」に、「（第四十七條—第五十七條の二）」に、「（第八十五條—第九十四條の十）」を「（第八十五條—第九十四條の十）」に、「農業協同組合の行う土地改良事業」を「農業協同組合等の行う土地改良事業」に、「（第九十六條の二—第九十六條の三）」を「（第九十六條の二—第九十六條の四）」に、「又は農業協同組合を」を「農業協同組合又は市町村に改める。

第一条の見出しを「（目的及び原則）」に改め、同条第一項を次のように改める。

この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集約化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

第一類第八号 農林水産委員会議録第十一号 昭和三十一年二月二十五日

第一条第二項中「適合するものであり、且つ、土地利用、森林その他資源の保全、開発に適切な考慮を払つて政令で定める計画基準に準拠するものでなければならない」を「適合するものでなければならない」に改める。

第二条第一項中「農地」を「農用地」に改め、「耕作の目的」の下に「又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的」を加え、同条第二項第一号中「農地」を「農用地」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区画整理（土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする次の農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

三 農用地の造成（農用地間における地目交換の事業を含み、埋立て及び干拓を除く。）

第二条第二項第四号中「埋立」を「埋立て」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「農地」を「農用地」に改める。

第三条第一項第一号中「所有権に基き耕作の業務の目的に供される農地」を「農用地であつて所有権に基き耕作又は養畜の業務の目的に供されるもの」に改め、同項第二号中「所有権以外の権原に基き耕作の業務の目的に供される農地」を「農用地であつて所有権以外の権原に基き耕作

又は養畜の業務の目的に供されるもの」に、「その所有者が」を「その所有者から」に、「その権原に基き耕作の業務」を「その農用地につき当該権原に基き耕作又は養畜の業務」に改め、同項第三号及び第四号中「農地」を「農用地」に改め、同条第二項中「耕作」の下に「又は養畜を加え、同条第三項中「農地につき」を「農用地につき」に、「貸借又は使用貸借により一時その農地を他人の」を「一時その農用地を他人に貸し付け、その」に改め、「耕作」の下に「又は養畜を加え、同条第四項中「農地」を「農用地」に改め、「耕作」の下に「又は養畜」を加える。

第四条（見出しを含む。）中「埋立」を「埋立て」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 土地改良長期計画（作成）

第四条の二 農林大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、農政審議会の意見をきいて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 土地改良長期計画においては、省令で定める土地改良事業の種類ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

4 農林大臣は、第一項の規定により土地改良長期計画の案を作成し、閣議の決定を公表し、その概要を公表しなければならない。

5 農林大臣は、土地改良長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。

（改定）

第四条の三 土地改良長期計画は、農業事情、国土資源の開発及び保全の状況、経済事情等に変動があつたため必要があるときは、改定することができる。

2 前項の規定による土地改良長期計画の改定については、前条第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。

（実施）

第四条の四 国は、土地改良長期計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

第五条第一項中「都道府県知事の認可を受けて」を「その地域に係る土地改良事業（第二条第二項第六号に掲げるものを除く。以下第十五条の規定を除く。この章において同じ。）の施行を目的として、都道府県知事の認可を受け」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、二以上の土地改良事業を包括したものの施行を目的とし、その他二以上の土地

改良事業の施行を目的として一の土地改良区を設立することができ、その各土地改良事業につきその施行に係る地域の重複その他これらの事業相互間に相当の関連性がある場合に限り、その場合における当該一定の地域は、その各土地改良事業の施行に係る地域のすべてを合わせた地域とする。

第五条第二項中「一定の地域について行うべき土地改良事業（第二条第二項第六号に掲げるものを除く。以下、第十五条の場合を除いて、この章において同じ。）の計画の概要」を「土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を包括したものの施行を目的とし、その他二以上の土地改良事業の施行を目的とする場合においては、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）」に改める。

3 第二条第二項第三号に掲げる事業（以下「農用地造成事業」という。）の施行を目的とし、又は目的の一部を含む土地改良区を設立する場合において、第一項の認可を申請するには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者で同条第一項第三号又は第四号に該当するもの（以下「農用地外資格者」という。）についてその全員の同意を得なければならない。

4 前項に規定する土地改良区を設立する場合には、当該農用地造成事業については、農用地外資格者は、その者の当該資格に係る土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者が他に存するときは、前二項の同意について同意又は不同意を第一項の者に表示する前において、省令の定めるところにより、その農用地造成事業の施行につき、その使用及び収益をする者の意見をきかなければならない。

第六条を次のように改める。
（農用地造成事業に係る農用地外資格者の同意）

第六条 前条第三項に規定する土地改良区を設立する場合には、当該農用地造成事業については、これにつき同条第二項の三分の二以上の同意があつたときにおいても、その農用地造成事業に係る農用地外資格者のうちになお同意をしない者があつたときは、同条第一項の者は、省令の定めるところにより、

その同意をしない者に対し必要な資料、情報等の提供及び勧奨をするほか、その同意をしない者のその農用地造成事業に参加する資格の交替又はその同意をしない者の第三条に規定する資格に係る土地についての所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転、設定、変更若しくは消滅に関し、その者及びその交替をしようとする者又はその権利の移転、設定若しくは変更を受けようとする者と協議し、その他当該農用地外資格者の全員の同意を得るために必要な措置をとるものとする。

2 前項の規定により必要な措置をとつた場合においても、なお当該農用地外資格者の全員の同意を得るに至らないときは、前条第一項の者は、その全員の同意を得るため、その農用地外資格者のうちなお同意をしない者の当該農用地造成事業に参加する資格の交替又はその同意をしない者の第三条に規定する資格に係る土地についての所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転、設定、変更若しくは消滅に関し、その者又はその交替をしようとする者又はその権利の移転、設定を受けようとする者の委託を受け、都道府県知事に対し、必要なあつせん又は調停をなすべき旨の申請をすることができ、

3 都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、すみやかに、あつせん又は調停を行なうものとする。

4 都道府県知事は、前項の調停を行なう場合には、第二項の同意をしない者その他省令で定める者の意見をきくとともに、関係農業委員会に対し助言、資料の提示その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当該調停の当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

第七条第一項中「第五条第二項の規定による同意」を「第五条第二項の三分の二以上の同意（同条第三項に規定する土地改良区の設立については、同条第二項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業に係る農用地外資格者についてその全員の同意）」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「農地の改良、開発及び保全」を「農用地の改良、開発、保全又は集団化」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 土地改良事業計画においては、省令の定めるところにより、当該土地改良事業につき、目的、その施行に係る地域、工事又は管理に関する事項（換地計画を定める土地改良事業にあつては、工事に関する事項のほか、当該換地計画の概要）、事業費に関する事項、効果に関する事項その他省令で定める事項を定めるものとする。

第八条第二項中「農地の改良、開発及び保全」を「農用地の改良、開発、保全又は集団化」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、前条第一項の規定による申請について、左の各号の一に該当する場合を除き、第一項の規定により適当とする旨の決定をしなければならない。

一 申請に係る土地改良事業が、第一条に規定する目的及び原則を基礎として政令で定める土地改良事業の施行に関する基本的な要件に適合するものでないとき。

二 申請の手續又は定款若しくは土地改良事業の計画の決定手續若しくは内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分と違反しているとき。

三 申請に係る土地改良区が、申請に係る土地改良事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎又は技術的能力を欠く等土地改良事業の遂行のための基礎的な要件として政令で定める要件を欠くと認められるとき。

第九条第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十八条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、定款の定めるところにより、総会外で選挙することができ、

第十八条中第十二項を第十七項とし、第六項から第十一項までを五項ずつ繰り下げ、第五項を第六項とし、同項の次に次の四項を加える。

7 投票は、一人につき一票とする。

8 役員選挙においては、選挙ごとに選挙管理者、投票所ごとに投票管理者、開票所ごとに開票管理者を置かなければならない。

9 役員選挙をしたときは、選挙管理者は選挙録、投票管理者は投票録、開票管理者は開票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。

10 総会外において役員選挙を行なうときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

第十八条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 土地改良区設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、第七条第一項の認可の申請人及び第五条第二項の同意をした者のうちから当該申請人が選任する。

第十九条の見出し中「役員」を「理事」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（役員職務及び損害賠償責任）

第十九条の二 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、第五十七条の二第一項の管理規程及び総会の決議を遵守し、土地改良区のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、土地改良区に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

第二十六条中「(総代会が設けられて
いる場合には、総代会)」を削る。

第二十九條第一項中「規約」の下に
「第五十七條の二第一項の管理規
程を加える。」

第二十九條の二第二項中「又は規
約」を「規約、第五十七條の二第一
項の管理規程又は總會の決議」に改
める。

第三十條第一項第二号中「規約」の
下に「又は第五十七條の二第一項の
管理規程」を加え、同項第九号中「第
九十三條」の下に「(第九十六條の四
において準用する場合を含む。)」を
加え、同条に次の一項を加える。
5 第二項の認可には、第八條第四
項の規定を準用する。

第三十五條中「及び第六十六條」
を「、第五十九條(監事の職務)及び
第六十六條」に改める。

第三十六條第一項中「又は第九十
一條第一項後段」を「(第九十一條第
四項において準用する場合を含む。)」
に改める。

第三十八條中「決済により徴収す
べき金銭」の下に「、第五十三條の八
第二項の規定により徴収すべき金
銭、同条第三項の規定により徴収す
べき仮清算金」を加え、「及び賦課金
等」を並びに賦課金等に改める。
第四十六條を削り、第二章第一節
第二款中第四十五條の二を第四十六
條とする。

第四十七條第一項中「第七條第三
項」を「第七條第四項」に改め、同条
第二項中「第七條第四項」を「第七條
第五項」に改める。
第四十八條第二項を次のように改
める。

2 前項の土地改良事業計画の変更

又は新たな土地改良事業の施行
は、その変更後又はその新たな土
地改良事業の採択後において当該
土地改良区が二以上の土地改良事
業を包括したものの施行を目的と
し、その他二以上の土地改良事業
の施行を目的とする場合には、そ
の各土地改良事業につきその施行
に係る地域の重複その他これらの
事業相互間に相当の関連性がある
ときに限り、することができ。
第四十八條第六項中「新たな土地
改良事業」を「新たに採択する土地改
良事業」に改め、同項を同条第九項
とし、同条第五項を同条第八項と
し、同条第四項中「第八條第四項」を
「第八條第五項」に改め、同項を同条
第七項とし、同条第三項中「第七條
第三項及び第四項」を「第五條第五
項、第七條第四項及び第五項」に改
め、同項に後段として次のように加
え、同項を同条第六項とする。

この場合において、第五條第五
項中「含めて第一項の一定の地域
を定めるには」とあるのは、「含
んだ土地を、新たに変更後の土地
改良事業計画に係る土地改良事業
の施行に係る地域又は新たな採択
に係る土地改良事業の施行に係る
地域とするには」と読み替へるも
のとする。
第四十八條第二項の次に次の三項
を加える。

3 土地改良区は、土地改良事業計
画につき土地改良事業の施行に係
る地域その他省令で定める重要な
部分の変更(第六十六條の規定に
よる地区からの除外に係るものを

除く。)をし、土地改良事業を廃止
し、又は新たな土地改良事業を行
なおうとする場合において、第一
項の認可を申請するには、あらか
じめ、省令の定めるところによ
り、土地改良事業計画の変更又は
新たな土地改良事業の施行の場合
にあつては、その変更後の又はそ
の新たな採択に係る土地改良事業
の計画の概要(その変更後又はそ
の新たな採択後において当該土地
改良区が二以上の土地改良事業を
包括したものの施行を目的とし、
その他二以上の土地改良事業の施
行を目的とする場合には、その各土
地改良事業のうちその変更又はそ
の新たな採択に係る各土地改良事
業につき、その変更後の又はその
新たな採択に係る土地改良事業の
計画の概要及び省令で定めるとき
にあつては、変更後の全体構成又
はそのすべての土地改良事業に係
る全体構成)及び定款を変更する
必要があるときは変更後の定款そ
の他必要な事項を、土地改良事業
の廃止の場合にあつては、廃止す
る旨及び廃止の理由(現に二以上
の土地改良事業を包括したものの
施行を目的とし、その他二以上の
土地改良事業の施行を目的として
いる場合には、その各土地改良事
業のうち廃止に係る各土地改良事
業につき、その名称及び廃止の理
由)並びに定款を変更する必要が
あるときは変更後の定款を公告し
て、左の各号の区分により、それ
ぞれ各号に掲げる同意を得なけれ
ばならない。

一 土地改良事業計画の変更又は 新たな土地改良事業の施行の場合であつて、当該土地改良区が 現にその地区として現行の地域 (以下「現行地域」という。)以外 の地域が、その変更後の又はそ の新たな採択に係る土地改良事 業の施行に係る地域の全部又は 一部となるとき。

その変更後の又はその新たな
採択に係る土地改良事業の施行
に係る地域(その変更後又はそ
の新たな採択後において当該土
地改良区が二以上の土地改良事
業を包括したものの施行を目的
とし、その他二以上の土地改良
事業の施行を目的とする場合に
は、その各土地改良事業のうち
その変更又はその新たな採択に
係る各土地改良事業につき、そ
の変更後の又はその新たな採択
に係る土地改良事業の施行に係
る地域)内(これらの土地改良事
業のうち、土地改良事業計画の
変更に係るものについて、その
変更によりその施行に係る地域
の一部がその変更後のその施行
に係る地域に該当しないことと
なるものがあるときは、その土
地改良事業については、その該
当しないこととなる地域をその
変更後のその施行に係る地域に
含めた地域内)の土地(以下この
条において「改定地域内の土地」
という。)のうち現行地域内の土
地に係る組合員の三分の二以上
の同意及び改定地域内の土地の
うちその他の土地につき第三條

に規定する資格を有する者の三
分の二以上の同意

二 土地改良事業計画の変更又は
新たな土地改良事業の施行の場
合であつて、前号に掲げるとき
以外のとき。

改定地域内の土地に係る組合
員の三分の二以上の同意

三 土地改良事業の廃止の場合

その廃止に係る土地改良事業
の施行に係る地域(現に二以上
の土地改良事業を包括したもの
の施行を目的とし、その他二以
上の土地改良事業の施行を目的
としていない場合には、その各土
地改良事業のうちその廃止に係
る各土地改良事業につき、その
施行に係る地域)内の土地に係
る組合員の三分の二以上の同意
土地改良区は、農用地造成事業
に係る土地改良事業の計画の変更
(その変更により新たな地域がその
農用地造成事業の施行に係る地域
の一部となるものに限る。)をし、又
は新たに農用地造成事業を行な
うとする場合においては、第一項の認
可の申請をするには、前項の三分
の二以上の同意のほか、その計画の
変更により新たに、又はその新た
な採択により、その農用地造成事
業の施行に係る地域の全部又は一
部となる地域内にある土地につい
ての農用地外資格者についてその
全員の同意を得なければならぬ。

5 第一項の場合において、土地改
良事業計画の変更又は新たな採択
に係る農用地造成事業について
は、その計画の変更により新た

に、又はその新たな採択により、

その施行に係る地域の全部又は一部となる地域につき第五項第四項及び第六項の規定を準用する。

第五十條第一項中「土地改良事業」の下に「(省令で定めるものを除く)。

次に「(省令で定めるものを除く)。」を加え、「堤等の全部又は一部」を「堤その他の公共の用に供する施設(以下「道路等」という)の全部又は一部につきその用途」に改め、同条第二項中「道路、かんがい排水路、ため池、堤等で前項の廃止したもの」を「道路等で前項の用途廃止のあつたもの」に改める。

第五十一條を次のように改める。

第五十一條 削除

第五十二條の前の見出しを「(換地計画の決定及び認可)」に改め、同条

第二項中「土地改良事業の工事が完了した場合において、」を削り、「事業の性質上」を「その行なう土地改良事業(第四十九條第一項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行なう第二項第五号の事業を除く)につき、その事業の性質上」に、「遅滞なく」を「当該土地改良事業の施行に係る地域につき」に改め、同条第二項中「耕作者の農業経営の合理化を、耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善」に改め、同条第三項中「又は使用貸借による権利」を「使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」に改め、同条第四項中「会議の議事」を「会議は、当該土地改良区の理事が招集するものとし、その議事」に改

め、同条第七項を次のように改め、同条第八項を削る。

7 第一項の場合には、第七條第四項及び第五項の規定を準用する。

第五十二條の次に次の四條を加える。

(審査及び公告等)

第五十二條の二 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る換地計画につき詳細な審査を行なつてその適否を決定し、その旨を当該申請をした土地改良区に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請について、左の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定により適当とする旨の決定をしなければならない。

一 申請の手続又は換地計画の決定手続若しくは内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているとき。

二 換地計画の内容が、土地改良事業計画の内容と矛盾しているとき。

3 前条第六項ただし書の場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府県知事は、当該関係農業委員会の意見をきかなければならない。

4 第一項の規定による適否の決定については、第八條第二項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第五項中「土地改良事業計画書及び定款」とあるのは、「換地計画書」と読み替へるものとする。

(異議の申出)

第五十二條の三 換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、その換地計画に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者は、その換地計画に係る前条第四項において準用する第八條第五項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、前条第四項において準用する第八條第五項に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる。

2 前項の規定による異議の申出については、第九條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「第七條第一項の規定による申請に係る土地改良事業計画又は定款」とあるのは、「第五十二條第一項の認可の申請に係る換地計画」と読み替へるものとする。

第五十二條の四 都道府県知事は、前条第一項の規定による異議の申出があつたとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて同条第二項において準用する第九條第二項の規定による決定があつたときは、前条第二項において準用する第九條第四項の場合を除いて、第五十二條第一項の認可をしなければならない。

2 前項の規定による認可及びその認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(換地計画)

第五十二條の五 換地計画においては、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 換地設計

二 各筆換地明細

三 清算金明細

四 換地を定めない土地を他特別の定めをする土地の明細

五 その他省令で定める事項

第五十三條に見出しとして「(換地)」を附し、同条第一項を次のように改める。

換地計画においては、換地は、左に掲げる要件のいずれかが満たされるように定めなければならない。ただし、従前の土地について第五十二條第三項に掲げる権利を有する者の同意を得た場合は、この限りでない。

一 当該換地及び従前の土地について、省令の定めるところにより、それぞれその用途、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び利用条件を総合的に勘案して、当該換地が、従前の土地に照応していること。

二 当該換地の地積の、省令で定めるところにより算定した従前の土地の地積に対する増減の割合が、二割に満たないこと。

第五十三條第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に、「地目」を「換地及び従前の土地の用途に」、「温度等」を「温度その他の自然条件及び利用条件」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「所有権」の下に「及び地

役権」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により先取特権、質権又は抵当権の目的たる土地又はその部分を指定して換地を定める場合には、その指定に係る土地又はその部分は、当該権利の目的となつていない従前の土地の全部又は一部の価格と同等以上の価格のものでなければならない。ただし、その従前の土地の所有者が第二項の規定による清算金を取得すべきときは、その指定に係る土地又はその部分は、その清算金の限度内において、当該権利の目的となつていない従前の土地の全部又は一部の価格より低い価格のものであつてもよい。

5 前項ただし書の場合には、その価格の差額に相当する当該権利の及ぶべき清算金の額を当該換地計画において定めなければならない。

第五十三條の二に見出しとして「(換地を定めない場合の特例)」を附し、同条第一項中「所有者でその者の当該換地計画に係る従前の土地の面積の合計が省令で定める面積をこえないものからの申出」を「所有者の申出又は同意に改め、「その申出」の下に「又は同意」を加え、「同条第一項の規定にかかわらず、その土地に照応する」を削り、「又は使用貸借による権利」を「使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二項の規定により従前の土地について換地を定めない場合にお

いて、その従前の土地の全部又は一部につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により換地計画において清算金を定めるにあつて、当該権利の及ぶべき清算金の額をあわせて定めなければならない。

第五十三条の二 次の六条を加える。

(土地改良施設の用に供する土地についての措置)

第五十三条の三 換地計画においては、その換地計画に係る土地改良事業によつて生ずるかんがい排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の用に供するための土地が新たに必要となる場合には、その換地計画に係る一定の土地でその土地改良事業の施行の結果当該施設の用に供されるものを換地として定め、当該施設の用に供する土地として定めることができる。この場合には、その土地は、その換地計画において、換地とみなされるものとする。

2 前項前段の場合には、前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「支払及び徴収」とあるのは、「支払」と読み替へるものとする。

(換地計画の変更)

第五十三条の四 土地改良区は、換地計画を変更しようとする場合には、省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 換地計画の変更(省令で定める軽微な変更を除く。)については、

第五十二条第三項から第七項まで及び第五十二条の二から第五十二条の四までの規定を準用する。この場合において、第五十二条第三項中「その計画」とあるのは、「その計画の変更に係る部分」と、第五十二条の三中「換地計画」とあるのは「換地計画の変更の部分」と読み替へるものとする。

(一時利用地の指定)

第五十三条の五 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、従前の土地に代わるべき一時利用地を指定することができる。

2 土地改良区は、前項の規定により一時利用地を指定する場合においては、換地計画において定められた事項又はこの法律で規定する換地計画において定める事項の基準を考慮してしなければならない。

3 第一項の規定による一時利用地の指定は、その一時利用地及び従前の土地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者に対し、一時利用地及び従前の土地の位置及び地積並びにその使用開始の日を通知してするものとする。

4 第一項の規定により一時利用地が指定されたときは、従前の土地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者は、前項の規定による通知に係る使用開始の日から第五十四条第四項の規定による公

告がある日まで、一時利用地をその性質によつて定まる用方に従い、従前の土地について有する当該権利に基づく使用及び収益と同一の条件により使用し及び収益することができる。

5 前項の場合には、同項の者は、従前の土地については、その土地について有する当該権利に基づく使用及び収益をすることができない。

6 第一項の規定により一時利用地が指定されたときは、その一時利用地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者は、第三項の規定による通知に係る使用開始の日から第五十四条第四項の規定による公告がある日まで、その一時利用地について、その有する当該権利に基づく使用及び収益をすることができない。

(使用及び収益の停止)

第五十三条の六 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第五十三条の二第一項の規定により換地計画において換地を定め、その土地に代わるべき一時利用地及び従前の土地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する従前の土地の全部又は一部について使用し及び収益することが停止された場合には、その全部又は一部の土地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者は、前項の期日から第五十四条第四項の規定による公告がある日まで、その全部又は一部の土地について、その有する当該権利に基づく使用及び収益をすることができない。

(一時利用地の指定等に伴う土地の管理)

第五十三条の七 第五十三条の五第一項の規定により一時利用地が指定された場合又は前条第一項の規定により同項に規定する従前の土地の全部若しくは一部について使用し及び収益することが停止された場合には、これらの処分により使用し及び収益することができない者のなくなつた従前の土地又はその部分については、その使用し及び収益することができる者のなくなつた時から第五十四条第四項の規定による公告がある日まで、土地改良区がこれを管理するものとする。

(一時利用地の指定等に伴う補償等)

第五十三条の八 第五十三条の五第一項の規定により一時利用地が指定された場合において、その一時利用地若しくは従前の土地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者がその指定によつて損失を受けたとき、又は第五十三条の六第一項の規定により同項に規定する従前の土地の全部若しくは一

部につき使用し及び収益することが停止された場合において、その全部若しくは一部の土地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者がその停止によつて損失を受けたときは、土地改良区は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 第五十三条の五第一項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 土地改良区は、第五十三条の五第一項の規定により一時利用地を指定した場合又は第五十三条の六第一項の規定により同項に規定する従前の土地の全部若しくは一部につき使用し及び収益することを停止させた場合において、必要があるとき、政令の定めるところにより、第五十三条第二項又は第五十三条の二第二項(第五十三条の三第二項において準用する場合を含む。)に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は支払いの方法に準ずる方法により徴収し又は支払うことができる。

(換地処分)

第五十四条 換地処分は、当該換地計画に係る土地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者に

対し、その換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

2 換地処分は、当該換地計画に係る地域の全部について当該土地改良事業の工事が完了した後において、遅滞なくしなければならない。

3 土地改良区は、換地処分をした場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合には、遅滞なく当該換地処分があつた旨を公告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公告をした場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に通知しなければならない。

第五十四条の次に次の二条を加える。

(換地処分の効果及び清算金)

第五十四条の二 前条第四項の規定による公告があつた場合には、当該換地計画に定める換地は、その公告のあつた日の翌日から従前の土地とみなされるものとし、その換地計画において換地を定めなかつた従前の土地について存する権利は、その公告のあつた日限り消滅するものとする。

2 前条第四項の規定による公告があつた場合には、第五十三条第三項の規定により、当該換地計画において、換地につき、従前の土地について存する所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限の目的となるべきものとして指定された

土地又はその部分は、その公告があつた日の翌日から当該権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分とみなされるものとする。

3 前二項の規定は、行政上又は裁判上の処分従前の土地に専属するものについては、影響を及ぼさない。

4 第五十三条第二項又は第五十三条の二第二項(第五十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による換地計画において定められた清算金は、前条第四項の規定による公告があつた日の翌日において確保する。

5 第五十三条の三第一項の規定により換地計画において定められた換地は、前条第四項の規定による公告があつた日の翌日において土地改良区が取得する。

6 換地計画において、換地を国又は地方公共団体が所有する土地で道路等の用に供しているものに定めた場合において、その土地に存する道路等が廃止されるときは、その換地計画においてこれに代わるべき道路等の用に供する土地と定められたものは、その廃止される道路等の用に供している土地が国の所有する土地である場合には、地方公共団体の所有する土地である場合には地方公共団体の所有する土地である場合に、前条第四項の規定による公告があつた日の翌日においてそれぞれ帰属する。

7 前項の場合には、その廃止される道路等の用に供している国又は地方公共団体の所有する土地について存する従前の権利は、所有権

にあつては前条第四項の規定による公告があつた日限り消滅するものとし、その他の権利(地役権を除く。)にあつてはその公告のあつた日の翌日から、前項の規定により国若しくは地方公共団体に帰属する土地又はその土地のうち省令の定めるところにより国若しくは地方公共団体がその権利を有する者の意見をきいて定める部分について存するものとみなす。

施設の管理を含む。)を行なう場合には、省令の定めるところにより、当該土地改良事業計画で定めるものを除き、当該事業の実施の細目について、管理規程を定め、当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の管理規程において定めるべき事項は、省令で定める。

3 土地改良区は、第一項の管理規程を変更し、又は廃止しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

第六十一条第一項中「若しくは地役権を設定し、又は賃借し、若しくは使用借した目的」を、「地役権、賃借権、使用借権による権利又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定した目的」に、「組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者、賃借人又は借主」を、「これらの権利を有する者で組合員でないもの」に改め、同条第二項中「前項の規定により」の下に「同項に掲げる者(地役権者を除く。)」を加え、「同項に掲げる者(地役権者を除く。)」が「同項に掲げる者(地役権者を除く。)」が当該土地を賃貸し、又は使用貸して」を「当該土地がさらに他の者の使用又は収益を目的とする権利の目的に供されて」に、「その者は、賃借人又は借主」を、「その放棄又は解除をしようとする者は、当該他の者に」、「同項に掲げる地役権者が当該要役地につき地上権若しくは永小作権を設定し、又はその土地を賃貸し、若しくは使用貸している」を「同項の規定により地役権者が放棄又は解除をする場合において、当該地役権に係る要役地が他の者の使用又は収益を目的とする権利の目的に供されている」に改め、同条第三項中「但し」を「この場合において」に改める。

第五十五条中「第五十二条第一項の認可」を「第五十四条第四項の規定による公告」に改める。

第六十条中「又は賃借権」を、「賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利(これらに係る対価を徴しないものを除く。)」に、「組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者又は賃借人」を「これらの権利を有する者で組合員でないもの」に、「地役の対価若しくは賃借料」を「地役権の対価、賃借料若しくはその他の使用若しくは収益を目的とする権利の対価」に改める。

第六十二条第一項中「又は賃借権」を、「賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利(これらに係る対価を徴しないものを除く。)」に、「その土地に關し組合員である所有者又は賃借人」を「その土地の所有者、賃借人その他その使用又は収益をさせている者で、その土地に關し組合員であるもの」に、「地役の対価又は賃借料」を「地役権の対価、賃

第五十七条の二 土地改良区は、第二章第二項第一号の事業のうちかんがい排水施設又は農用地の保全上必要な施設(これらの施設のうち省令で定めるものを除く。)の管理(委託を受けて行なうこれらの

第五十七条の二 土地改良区は、第二章第二項第一号の事業のうちかんがい排水施設又は農用地の保全上必要な施設(これらの施設のうち省令で定めるものを除く。)の管理(委託を受けて行なうこれらの

第五十七条の二 土地改良区は、第二章第二項第一号の事業のうちかんがい排水施設又は農用地の保全上必要な施設(これらの施設のうち省令で定めるものを除く。)の管理(委託を受けて行なうこれらの

賃料又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利の対価」に改める。

第六十三条第一項中「第五十二条第八項」を「第五十四條第四項」に改め、同条第三項中「地役の対価」を「地役権の対価」に改める。

第六十四条を次のように改める。
(請求の期限)

第六十四条 第六十条の規定による地代等の減額若しくは払戻しの請求、第六十一条第一項の規定による権利の放棄若しくは契約の解除、第六十二条第一項の規定による地代等の増額の請求又は前条第三項の規定による地役権の設定の請求は、当該土地改良事業の工事の完了につき第百十三条の二第二項の規定による公告があつた日

(換地処分に係るものにあつては、第五十四條第四項の規定による公告があつた日) から起算して一年を経過したときは、することができない。

第六十六條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第六十八條第二項中「第十八條第十項から第十二項まで」を「第十八條第十五項から第十七項まで」に改める。

第七十二條から第七十四條までを次のように改める。

(合併の要件)

第七十二條 土地改良区は、合併しようとする場合には、総会において合併を議決しなければならない。

2 合併は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、合併後存続する土地改良区については合併後存続する旨及び定款を変更する旨、合併により設立する土地改良区については合併により設立する旨、合併により消滅する土地改良区については合併により解散する旨を公告しなければならない。

4 土地改良区の合併は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(当該関係土地改良区の組合員を除く)に対抗することができない。

5 土地改良区の合併については第五條第一項後段の規定を、第二項の認可については第八條第四項の規定を準用する。

(合併の手続)
第七十三條 合併により土地改良区を設立するには、関係各土地改良区の総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による設立委員の選任については、第三十三條の規定を準用する。

第七十四條 削除
第八十二條第一項中「第七十四條第一項の者」を「関係各土地改良区の総会において組合員のうちから選任した者」に改める。

第八十五條第一項中「その地域について国又は都道府県が土地改良事業を行う」を「その地域に係る土地改良事業を国又は都道府県が行う」に改め、同条第二項中「一定の地域に

ついて行うべき土地改良事業の計画の概要」を「土地改良事業の計画の概要(二以上の土地改良事業を包括したものの施行を申請し、その他二以上の土地改良事業の施行を申請する場合に、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにあつては全体構成)及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設(省令で定めるものに限る)がある場合にはその土地改良施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項(以下「予定管理方法等」という。))に、その地域内にある土地」を「同項の一定の地域内にある土地」に改め、「三分の二の下に」「二以上の土地改良事業を包括したものの施行を申請し、その他二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二」を加える。

第八十五條第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「同意があつたことを証する書面並びに当該地域につき土地改良区又は土地改良区連合を設立すべきことを記載した書面」を「同項の三分の二以上の同意(農用地造成事業の施行を内容とし、又は内容の一部を含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業に係る農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。))があつたことを証する書面」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 農用地造成事業の施行を内容とし、又は内容の一部を含む第一項の規定による申請をするには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業に係る農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4 第一項の場合において、その申請が農用地造成事業の施行を内容とし、又は内容の一部を含むものであるときは、その農用地造成事業については、第五條第四項及び第六條の規定を準用する。

第八十六條中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による土地改良事業の適否の決定を行なうには、あらかじめ、その土地改良事業につき前条第二項の規定により公告があつた事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、当該申請書に添附された当該公告のあつた事項を記載した書面において、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨が定められているときにあつては、その者と協議しなければならない。

3 都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

第八十七條第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「第八條第二項」を「第七條第三項、第八條第二項」に改める。

第八十七條第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の土地改良事業計画は、これに基づいて施行される土地改良事業が第八條第四項第一号の政令で定める基本的要件に適合するものとなるように定めなければならない。

第八十七條の二第二項第一号中「第二條第二項第三号に掲げる事業」を「農用地造成事業」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第二條第二項第一号又は第五号に掲げる事業(同項第五号に掲げる事業にあつては、土地改良施設の災害復旧に係るものに限る。)であつて次に掲げるものイ 前二号の事業に附帯してその施行に係る地域の近傍の土地について行なうもので、その施行によりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められるもの

ロ その事業による受益の範囲が広く、その工事に高度の技術を必要とする等その事業の

第一類第八号 農林水産委員会議録第十一号 昭和三十九年二月二十五日

性質又は規模に照らして適当と認められるもの

ハ 他の公共の利益となる事業とあわせて行なうことを相当とする等国土資源の総合的な開発又は保全の見地から適当と認められるもの

第八十七条の二第二項を次のように改める。

2 国又は都道府県は、前項の規定により同項第一号又は第二号の事業につき土地改良事業計画を定める場合において、当該土地改良事業により生ずる土地改良施設（省令で定めるものに限る。）があるときは、あわせて、その土地改良施設に係る予定管理方法等を定めなければならない。

第八十七条の二第三項中「前項の規定により土地改良事業計画を定める」と「第一項の規定により同項第三号の事業に係る土地改良事業の計画を定める」と、「当該土地改良事業計画の概要」を「当該土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合）には、その各土地改良事業（同項第一号及び第二号の事業を除く。）に係る計画の概要及び省令で定めるときにあつては各土地改良事業に係る全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等」に改め、「三分の二の下に」「二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する

場合には、その各土地改良事業（同項第一号及び第二号の事業を除く。）につき、その施行に係る地域内にあつて土地について同条に規定する資格を有する者の三分の二」を加える。

第八十七条の二第四項を次のように改める。

4 第一項の場合には、第七条第三項、第八条第二項及び第三項、第八十六条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定（第一項第三号の事業については、これらの規定のほか、前条第四項から第九項までの規定）を準用する。

第八十七条の三第一項中「前条第一項の規定により定めたもの」を「前条第一項の規定により定めた同項第一号及び第二号の事業の計画に、

「省令で定める重要な部分」を「土地改良事業の施行に係る地域その他省令で定める重要な部分」に、「土地改良事業計画の変更の概要」を「その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合）には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業（同条第一項の規定により行なう同項第一号及び第二号の事業を除く。）につき、その変更後の土地改良事業計画の概要及び省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等」に、「土地改良事業の施行に係る地域（当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後の地域内）」を「その変更

後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合）には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業（同条第一項の規定により行なう同項第一号及び第二号の事業を除く。）につ

き、その変更後のその施行に係る地域内（これらの土地改良事業のうち

に、その変更によりその施行に係る地域の一部分がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国又は都道府県は、第八十五条

第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業の計画の変更をしようとする場合において、その変更により新たな地域がその農用地造成事業の施行に係る地域の一部分となるときは、前項の三分の二以上の同意のほか、その計画の変更により新たにその農用地造成事業の施行に係る地域の一部分となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

3 前項の農用地造成事業に係る土地改良事業の計画の変更をする場合において、その変更により新たな地域がその農用地造成事業の施行に係る地域の一部分となるときは、その変更については、その新たに施行に係る地域の一部分となる地域につき第五項第四項の規定を準用する。

4 第一項の場合には、第八条第二

項及び第三項、第八十六条第二項及び第三項並びに第八十七条第四項から第九項までの規定を準用する。

6 前条第一項第一号又は第二号の事業に係る土地改良事業計画につ

き省令で定める重要な部分を変更する場合に、第八条第二項及び第三項並びに第八十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（国又は都道府県の行なう換地処分等）
第八十九条の二 農林大臣又は都道府県知事は、国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業（これらの土地改良事業のうち、第八十八条第一項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行なう第二項第二号の事業を除く。）について、その事業の性質上必要があるときは、その土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定めなければならない。

2 前項の換地計画を定める場合には、第五十二条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合

においては、同条第四項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「国営土地改良事業については農林大臣、都道府県営土地改良事業については都道府県知事」と、同条第五項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは「第二十八条」と読み替えるものとする。

3 第一項の換地計画において定める内容については、第五十二条の五から第五十三条の三までの規定を準用する。

4 第一項の換地計画を定めた場合には、第八十七条第四項から第九項までの規定を準用する。この場合において、同条第六項中「第八條第二項に掲げる技術者の意見をきいて、第四項」とあるのは「第四項」と、同条第七項中「工事に着手してはならない」とあるのは「処分を行なつてはならない」と、同条第八項中「事業の施行」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

5 第一項の換地計画の変更(省令で定める軽微な変更を除く)については、第二項及び前項の規定を準用する。この場合において、第二項において準用する第五十二条第三項中「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、前項において準用する第八十七条第四項中「当該土地改良事業計画書」とあるのは「その換地計画書の変更に係る部分」と読み替えるものとする。

6 農林大臣又は都道府県知事は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき従前の土地に代わるべき一時利用地を指定し、又は第三項において準用する第五十三條の二第一項の規定により換地計画において換地を定めないうこととされる従前の土地につき第五十二條第三項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部若しくは一部について使用し及び収益することを停止させることができる。

7 前項の規定による一時利用地の指定については第五十三條の五第二項から第六項までの規定を、前項の規定による使用及び収益の停止については第五十三條の六第一項後段及び第二項の規定を、前項の規定による一時利用地の指定並びに使用及び収益の停止については第五十三條の七及び第五十三條

の八の規定を準用する。この場合において、第五十三條の七及び第五十三條の八中「土地改良区」とあるのは「国又は都道府県」と読み替えるものとする。

8 換地処分は、農林大臣又は都道府県知事が、当該換地計画に係る土地につき第五十二條第三項に掲げる権利を有する者に対し、その換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

9 前項の換地処分については、第五十四條第二項、第四項及び第五十五條までの規定を準用する。この場合において、第五十四條第四項中「都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合」とあるのは「農林大臣又は都道府県知事は、換地処分をした場合」と、「当該換地処分があつた旨」とあるのは「その旨」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「農林大臣又は都道府県知事」と、第五十四條の二第五項及び第五十四條の三「土地改良区」とあるのは「国又は都道府県」と、第五十五條中「申請」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と読み替えるものとする。

10 前九項の規定による農林大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。

第九十條の見出し中「国营事業」を「国营土地改良事業」に改め、同条第一項中「その区域内に包括する」を「その区域の全部又は一部とする」に改め、同条第二項中「農林大臣の指

定するもの」を「省令で定めるもの」に改める。

第九十條第七項中「都道府県知事の下に又は市町村長を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第二項、第三項又は第四項の」を「第二項から第四項まで、第六項又は第七項の規定による」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「又は前項を、第四項又は第六項」に、「第八十七條の二第一項又は第八十八條」を、「第八十七條の二第一項の規定により国が行なう同項第一号若しくは第二号の事業又は第八十八條第一項に、「前項の規定」を、第四項の規定に改め、「都道府県」の下に「又は市町村」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 第一項の都道府県は、国营土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村のすべてが、政令の定めるところにより、当該市町村の議会の議決を経て第一項の規定による負担金の全部又は一部を負担することについて同意をした場合には、第二項(第八十七條の二第一項の規定により国が行なう同項第二号の事業に係る第一項の規定による負担金については、第二項及び第三項)の規定により、政令の定めるところにより、第一項の規定による負担金の全部又は一部をこれらの市町村に負担させることができる。

6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、国营土地改良事業によつて利益を受ける者

でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有するものその他省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

7 第八十七條の二第一項の規定により国が行なう同項第二号の事業に係る第五項の規定による負担金については、前項の規定によるほか、市町村は、政令の定めるところにより、条例で、第九十四條の八第四項の規定により土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収することができる。

第九十條の次に次の一条を加える。

(特別徴収金)

第九十條の二 第九十四條の八第四項の規定により土地を取得した者又はその一般承継人(以下この条において「埋立地等取得者」という)が、同項の規定による土地の取得があつた日から起算して八年を経過しない間に、当該取得に係る土地の全部若しくは一部を同条第三項の配分通知書に記載された用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この条において「目的外用途」という)に供した場合又は当該取得に係る土地の全部若しくは一部を目的外用途に供するため、その所有権を移転し、若しくはこれにつき地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定した場合又は、埋立地等取得者が一時的に目的外用途に供した場合又は一時的に目的

外用途に供するためこれらの権利を設定した場合その他政令で定める場合を除き、国は、前条の規定による負担金のほか、政令の定めるところにより、その埋立地等取得者から、当該土地の造成に係る国营土地改良事業に要した費用の一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金(以下「特別徴収金」という)の額は、当該国营土地改良事業に要した費用のうち当該埋立地等取得者が第九十四條の八第四項の規定により取得したその国营土地改良事業によつて造成された土地に係る部分の額から、前条の規定によりその埋立地等取得者がその国营土地改良事業につき負担する金銭(同条第四項の規定によりその負担金に代えて土地改良区が徴収される金銭に充てられるため、その土地改良区が第三十六條第一項の規定によりその者に對し賦課徴収する金銭を含む)の額(利子及び延滞金の額に相当する部分を除く)を差し引き、その差し引いて得た額に、その埋立地等取得者が当該目的外用途に供した土地又は目的外用途に供するため所有権を移転し、若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定した土地の当該取得に係る土地に對する価格の割合を乗じて得た額を限度とする。

3 第一項の規定による処分についての異議申立てについては、前条第九項及び第十項の規定を準用する。

4 特別徴収金を納付しない者があ

期限を指定してその支払いを督促しなければならない。

5 国は、前項の規定による督促をした場合において、その督促を受けた者が、その督促で指定する期限までに特別徴収金を支払わないときは、その期限満了の日の翌日から特別徴収金の支払いのある日までの日数に応じ、滞納額百円につき一日四銭の割合により計算した金額を延滞金として徴収することができる。

6 特別徴収金及び前項の延滞金は、国税滞納処分例により処分することができる。この場合において、特別徴収金及び前項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

7 第四項の規定による督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

8 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条（書類の送達）、第三十八条第一項（繰上請求）、第六十二條（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）、第六十三條（納税の猶予の場合の延滞税の免除）、第九十條第三項（附帯税の額を計算する場合の端数計算等）及び第九十一條第四項（附帯税の確定金額の端数計算等）の規定は、特別徴収金の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二條及び第六十三條中「延滞税」とあり、同法第九十條第三項及び第九十一條第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替へるものとする。

第九十一條の見出し中分担金を「分担金等」に改め、同条中「農林大臣の指定するもの」を「省令で定めるもの」に改め、同条後段を削り、同条に次の三項を加える。

2 都道府県は、都道府県営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村のすべてが、政令の定めるところにより、当該市町村の議会の議決を経てその事業に要する費用の一部を負担することについて同意をした場合においては、前項の規定によらず、政令の定めるところにより、その事業に要する費用の一部をこれらの市町村に負担させることができる。

3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有するものその他省令で定めるものから、同項の規定による負担金の全部又は一部を地方自治法第二百二十四條の分担金として徴収することができる。

4 第一項の場合には第九十條第四項及び第八項の規定を、前項の場合には同条第八項の規定を準用する。

第九十二條中「第五十九條、第六十二條及び第六十五條を」第五十八條から第六十五條まで」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第五十八條、第六十條、第六十一條第一項及び第三項並びに第六十二條第一項中「組合員」とあるのは「第九十

条第二項の規定により負担金を負担した者（同条第四項の規定によりその負担金に代えて土地改良区が徴収される金銭に充てたるため、その土地改良区が第三十六條第一項の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む。）若しくは第九十條第六項の規定により負担金を負担した者又は第九十一條第一項の分担金を負担した者（同条第四項において準用する第九十條第四項の規定によりその分担金に代えて土地改良区が徴収される金銭に充てたるため、その土地改良区が第三十六條第一項の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む。）若しくは第九十一條第三項の分担金を負担した者」と、第六十一條第三項中「規約」とあるのは「省令又は条例」と、第六十四條中「第九十三條の二第二項」とあるのは「第九十三條の二第三項」と読み替へるものとする。

第九十三條の見出しを「土地改良施設の申出による管理」に改め、同条第一項中「国」の下に「又は都道府県」を加え、「かんがい排水施設」を「土地改良施設」に、「その施設」を「その土地改良施設」に改め、同条第二項を削る。

第九十四條の三第一項中「道路法（昭和二十七年法律第八十号）による路線の認定を得られない道路（その附属物を含む。）を」政令で定める土地改良施設に、「当該道路」を「当該土地改良施設」に、「次条及び第九十四條の六」を「以下この節」に改める。

第九十四條の四中「土地改良財産たる用排水機」を「土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件（以下この条において「土地改良施設に係る土地等」という。）に改め、同条第一号及び第二号中「用排水機」を「土地改良施設に係る土地等」に改める。

第九十四條の六に次の一項を加える。

2 国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産たる土地改良施設（省令で定めるものに限る。）についての前項の規定による管理の委託は、その国営土地改良事業に係る予定管理方法等に従い、その管理者として定められた者に対し、その管理方法に關する基本的事項として定められたところに準拠して管理が行なわれることとなるようにするものとする。

第九十四條の七中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二章第二節中第九十四條の九の次に次の一条を加える。

（都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設の管理の委託）

第九十四條の十 都道府県は、都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。

2 前項の場合には、第九十四條の六第二項の規定を準用する。

第三章第三節の節名中「農業協同組合」を「農業協同組合等」に改める。

第九十五條の見出しを「（土地改良事業の開始）」に改め、同条第二項中「土地改良事業を行おうとする場合

又は第三條に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行おうとする場合には、土地改良事業を行なうとする場合又は第三條に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行なうとする場合には、前項の認可を申請する場合には、あらかじめ「土地改良事業の計画の概要」の下に「（二）以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合に、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにあつては全体構成」を、「土地改良事業の施行に係る地域」の下に「（二）以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合に、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域」を加え、「又は使用貸借による権利」を、「使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」に改める。

第九十五條の二第一項中「都道府県知事の認可」を「必要な事項を定め、都道府県知事の認可」に改め、同条第二項中「省令で定める重要な部分」を「土地改良事業の施行に係る地域その他省令で定める重要な部分」に、「土地改良事業計画の要領その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域（当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後の地域）内」を「土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事

るのは「第五十二条第三項、第六項及び第七項」と、第六十三條第三項ただし書中「第六十條の規定による請求に基く地役權の對価の減額があつた場合には」とあるのは「その土地改良事業の工事の完了につき第百十三條の二第二項の規定による公告があつた日（換地処分に係る場合にあつては、第九十六條において準用する第五十四條第四項の規定による公告があつた日）から起算して一年を経過した場合は」と読み替へるものとする」に改める。

第九十六條の二に見出しとして「〔土地改良事業の開始〕を附し、同條第二項中「行おうとする場合には」を「行なおうとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ」に改め、「土地改良事業計画の概要を」「土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合）には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにあつては全体構成）」に、「当該事業計画の概要を」「その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む）」に、「三分の二以上」を「三分の二（二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合）には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二以上」に改める。

第九十六條の二第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同條第七

項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 農用地造成事業の施行を内容とし、又は内容の一部を含む第一項の認可の申請をするには、市町村は、前項の規定による同意のほか、その農用地造成事業に係る農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4 第一項の場合において、その認可の申請が農用地造成事業の施行を内容とし、又は内容の一部を含むものであるときは、その農用地造成事業については、第五條第四項及び第六條の規定を準用する。

第九十六條の二に次の一項を加える。

8 土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者に対抗することができない。

第九十六條の三に見出しとして「(準用規定)」を附し、同条前段中「前条」を「第九十六條の二第一項」に、「第三十六條、第四十六條から第五十五條まで及び第五十八條から第六十五條まで」を「第三十六條第一項及び第四項から第七項まで、第四十七條、第四十九條、第五十條、第五十二條から第五十五條まで、第五十七條本文、第五十七條の二から第六十五條まで並びに第九十三條」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第三十六條第一項中「定款」とあり、第六十一條第三項中「規約」とあるのは「条

例」と、第三十六條第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に對して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有するものその他省令で定めるものに對し、その者の受ける利益を限度として、」と、同條第四項中「組合員」とあるのは「第九十六條の四において準用する第一項に規定する者」と、第四十九條第一項中「前條の規定にかかわらず、總会の議決」とあるのは「当該市町村の議会の議決」と、第五十二條第四項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同條第五項中「第二十七條、第二十八條」とあるのは「第二十八條」と、第五十五條中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第五十七條の二第一項中「管理規程を定め」とあるのは「條例をもつて、管理規程を定め」と、第五十八條、第六十條、第六十一條第一項及び第三項並びに第六十二條第一項中「組合員」とあるのは「第九十六條の四において準用する第三十六條第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第九十三條中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（國及び都道府県を除く。）」と読み替へるものとする。

第二章第四節中第九十六條の三を第九十六條の四とし、第九十六條の二の次に次の一條を加える。

（土地改良事業の変更等）
第九十六条の三 前条第一項の規定により土地改良事業を行なう市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、省令の定めるところにより、当該市町村の議会の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の市町村は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合において、同項の認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を包括したもの）を施行し、その他二以上の土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域（内これら土地改良事業のうち、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を包括したもの）を施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得、かつ、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意を得なければならない。

3 第一項の市町村は、農用地造成事業に係る土地改良事業の計画の変更をしようとする場合において、その変更により新たな地域がその農用地造成事業の施行に係る地域の一部となるときは、前項の規定による同意のほか、その計画の変更により新たにその農用地造成事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4 農用地造成事業に係る土地改良事業の計画の変更をする場合において、その変更により新たな地域がその農用地造成事業の施行に係る地域の一部となるときは、その変更により、その新たにその施行に係る地域の一部となる地域につき第五條第四項及び第六條の規定を準用する。

5 第一項の場合には、第四十八條第六項前段及び第七項から第九項まで並びに前条第六項の規定を準用する。この場合において、第四十八條第六項前段中「第五條第五項、第七條第四項及び第五項」とあるのは「第七條第四項及び第五項」と、同条第九項中「第三者（組合員を除く。）」とあるのは「第三者」と、前条第六項中「都道府県知事は」とあるのは「都道府県知事は、土地改良事業計画の変更につき」と、「土地改良事業の施行」とあるのは「その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行」と読み替へるものとする。

第三章の章名中「又は農業協同組合」を「農業協同組合又は市町村」に改める。

第九十七條第一項中「耕作」の下に「又は養畜」を加え、「農地」を「農用地」に、「又は使用貸借による権利」を「使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」に改め、同条第二項中「農地」を「農用地」に、「前項に掲げる」を「同項に掲げる」に改め、同条第三項及び第四項中「農地」を「農用地」に改め、同条第六項中「農地」を「農用地」に、「前項の規定による指示」を「同項の規定による指示」に改める。

第九十八條第一項中「前項」を「前条」に改め、同条第二項中「農地」を「農用地」に、「ついでに所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権又は使用貸借による権利」を「使用貸借による権利」に、「前条第一項に掲げる権利、地役権、先取特権又は抵当権」に改める。

第九十九條第六項中「前項の規定による公告があつたとき」を「都道府県知事は、前項の規定による公告をしたときに」、「農地」を「農用地」に改める。

第一百條第一項中「農地」を「農用地」に、「権利を有する者」を「権利を有するすべての者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（市町村の交換分合計画の決定手続）
第一百條の二 第九十六條の二第一項の規定により市町村が土地改良事業を行なう場合において、その土地改良事業の施行に係る地域内の農用地を含む一定の農用地に關し交換分合を行なうことが、その土地改良事業の効率的な施行及びその地域内の土地につき耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資することが明らかであると認められるときは、その市町村は、都道府県知事の認可を受けて、その一定の農用地につき交換分合計画を定めることができる。

2 前項の場合には、第九十九條第二項から第十三項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、第九十九條第二項において準用する第五十二條第五項中「第二十七條、第二十八條」とあるのは「第二十八條」と読み替へるものとする。

第一百條第一項中「耕作者の農業経営の合理化」を「耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善」に改め、同条第二項中「農地」を「農用地」に、「又は賃借権」を「賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利」に改める。

第一百條第二項中「農地」を「農用地」に改め、同条第二項中「農地」を「農用地」に改め、同条第三項中「農地」を「農用地」に改め、同条第四項中「農地と失うべき農地」とが「地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等により」を「農用地及び失うべき農用地の用途、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び利用

条件を同項の省令の定めるところにより総合的に勘案して」に改める。

第百三十三條第一項から第三項までの規定中「農地」を「農用地」に改める。

第百四十四條第一項中「農地」を「農用地」に、「又は使用貸借による権利」を「使用貸借による権利又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利（地役権を除く。）」に改める。

第百六十六條第一項中「第百六十二條」の下に「及び第百六十二條第二項」を加え、「若しくは使用貸借による権利」を「使用貸借による権利若しくはその他の使用若しくは収益を目的とする権利（地役権を除く。）」に改め、同条第二項中「又は使用貸借による権利」を「使用貸借による権利又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利（地役権を除く。）」に改める。

第百七十七條中「農地」を「農用地」に改める。

第百八十八條第一項中「又は農業協同組合」を「農業協同組合又は市町村」に改める。

第百九十九條（見出しを含む。）中「農地」を「農用地」に改める。

第百十條第一項中「農地」を「農用地」に、「地目」を「用途」に改める。

第百一十一條（見出しを含む。）中「農地」を「農用地」に改める。

第百一十一條の二十三中「第百八十八條第六項から第十項まで」を「第百八十八條第十一項から第十五項まで」に、「第百八十八條第十項中」を「第百八十八條第十五項中」に、「第百八十八條第十項から第十二項まで」とあるのは「第百八十八條第十項」とを「第百八十八條第十五項から

第十七項まで」とあるのは「第百八十八條第十五項」とに改める。

第百一十三條の次に次の二條を加える。

（工事の完了等の場合の公告等）

第百一十三條の二 国及び都道府県以外の土地改良事業（第二條第二項第六号に掲げるものを除く。）を行なう者は、土地改良事業の工事（農用地の保全又は利用上必要な施設の管理の事業については、管理）に着手し、又は工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合においては、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により土地改良事業の工事の完了に係る届出があつた場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

3 農林大臣又は都道府県知事は、工事を伴う国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。（登記所への届出）

第百一十三條の三 省令で定める土地改良事業を行なう者は、その土地改良事業の工事に着手する前に、管轄登記所に省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の土地改良事業を行なう者は、その土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了した場合においては、遅滞なくその旨を管轄登記所に届け出なければならない。第百一十四條に次の一項を加える。

2 前条第一項の土地改良事業を行なう者は、その土地改良事業の施行に係る地域内に一筆の土地の一部が編入されている場合には、同項の規定による届出とともに、分割の手續をしなければならない。

第百一十六條中「第五十二條第八項」を「第五十四條第四項」に、「第九十六條及び第九十六條の三」を「第九十六條の二第九項、第九十六條及び第九十六條の四」に改める。

第百一十七條中「第四十六條、第五十一條、第五十二條及び第五十五條（第九十六條及び第九十六條の三）においてこれらの規定を準用する場合を含む。」並びに「第九十六條の八」を「第五十二條第一項（第九十六條及び第九十六條の四）において準用する場合を含む。」、第五十三條の五第一項（第九十六條及び第九十六條の四）において準用する場合を含む。」、第六十四條（第九十二條及び第九十六條の四）において準用する場合を含む。」、第八十九條の二第一項及び第六項、第九十四條の八第一項及び第四項、第百一十三條の二、第百一十三條の三並びに第百一十四條第二項の規定並びに第九十六條において準用する第六十三條第三項ただし書」に改める。

第百一十八條第一項第三号中「これらの委員会」を「農業委員会」に改め、同項第四号中「第八十五條」を「第八十五條第一項」に改める。

第百一十九條を削り、第百二十一條中「かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設」を「土地改良施設」に改め、同

条を第百二十條とし、同条の次に次の一條を加える。

（検査等の場合の損失の補償に係る協議等）

第百二十一條 第百一十八條第五項、第百一十九條ただし書又は前条ただし書の規定による損失の補償については、これらの規定により損失を補償すべき者と当該損失を受けた者とが協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合には、同項に規定する者の双方又は一方は、政令の定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四條第二項の規定による裁決を申請することができる。

第百二十二條の見出しを「（土地改良事業に係る損失補償）に改め、同条第二項中「第四十八條第五項」を「第四十八條第八項」に、「第九十六條の三」を「第九十六條の三第五項」に、「第八十七條第三項」を「第八十七條第四項」に、「第八十七條の三第三項」を「第八十七條の三第四項」に、「第九十六條の二第五項」を「第九十六條の二第七項」に、「第九十九條第十二項」を「第九十九條第十二項（第百一十一條において準用する場合を含む。）及び第百一十一條において準用する場合を含む。」に改め、同条第三項を削る。

第百二十三條第一項中「第百十九條」を「第百十九條ただし書」に、「又は清算金」を「又は清算金（当該権利の及ぶべき額として定められたものに限る。）」に改め、同条の次に次の一條を加える。

（一時利用地の指定等の場合の工事の施行）

第百二十三條の二 第五十三條の五第一項（第九十六條及び第九十六條の四）において準用する場合を含む。）若しくは第八十九條の二第六項の規定により一時利用地の指定があつた場合又は第五十三條の六第一項（第九十六條及び第九十六條の四）において準用する場合を含む。）若しくは第八十九條の二第六項の規定により従前の土地の全部若しくは一部について使用及び収益の停止の処分があつた場合には、これらの処分により使用し及び収益することができず者のなくなつた従前の土地又はその部分については、土地改良事業を行なう者（その委任を受けた者を含む。）は、その土地の所有者及び占有者の同意を得ることなく、当該土地改良事業の工事を行なうことができる。

第百二十六條第一項中「農地」を「農用地」に改める。

第百三十一條中「第五十二條第八項」を「第五十四條第四項」に改める。

第百三十二條第一項中「第九十五條」を「第九十五條第一項」に改め、「規約」の下に「管理規程」を加える。

第百三十三條及び第百三十四條第一項中「規約」の下に「管理規程」を加える。

第百三十六條第二項中「第九十六條、第九十九條第二項及び第百一十一條」を「第五十三條の四第二項（第九十六條の四）において準用する場合を

含む。)、第八十九条の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第九十六条の四及び第九十九条第二項(第百条の二第二項(第百一条において準用する場合を含む。))及び第百十一条において準用する場合を含む。))に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした改正前の土地改良法(以下「旧法」という。))の規定による設立の認可の申請に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした旧法第八十五条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前に旧法第八十七条の二第一項の規定によりその土地改良事業計画に定めた土地改良事業の開始の手続及びその土地改良事業計画の変更の手続については、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行前にした旧法第八十七条の二第三項の規定による公告に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。
- 6 この法律の施行前にした旧法第九十五条第一項又は第九十六条の二第一項の認可の申請に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。
- 7 土地改良事業計画の変更若しくは土地改良事業の廃止の認可の申請又は土地改良区に係る新たな土地改良事業の施行の認可の申請で、この法律の施行前に旧法の規定によつてしたものに係る当該土地改良事業計画の変更若しくは土地改良事業の廃止又はその新たな土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

- 8 この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第一項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更の手続については、なお従前の例による。
- 9 次の各号に掲げる土地改良事業のうちの、農地(同条第一項の農地をいう。))以外の農用地(改正後の土地改良法(以下「新法」という。))第二条第一項の農用地をいう。))の開田開畑の工事を内容とし、又は内容の一部を含むもの(以下「農用地開田開畑事業」という。))であつて、この法律の施行の際現に施行中のもの(現に着手されていなくても、その時までに旧法によるその開始に係る手続(土地改良区にあつては、設立の手続を含む。))が完了して、適法に当該事業に着手できる状態にあるものを含む。))

業の施行に係る地域の拡張に係る土地改良事業計画の変更の認可の申請がなされている場合(国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業にあつては、この法律の施行前に当該拡張に係る土地改良事業計画の変更につき旧法第八十七条の三第一項の規定による公告があつた場合)において、その申請に係る認可をした旨の旧法の規定による公告があつたとき(国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業にあつては、農林大臣又は都道府県知事がその旧法第八十七条の三第一項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更の手続が完了する日として一定の日を指定したとき)は、その認可に係る公告の時(国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業にあつては、その指定する一定の日)における当該拡張後のその事業の施行に係る地域)

二 この法律の施行の際現に農用地開田開畑事業の施行を目的とし、又は目的の一部を含む土地改良区の設立につき旧法の規定による認可の申請がなされている場合において、その認可に係る土地改良区がその成立後に行なう当該申請に係る農用地開田開畑事業

三 この法律の施行の際現に農用地開田開畑事業を内容とし、又は

は内容の一部を含む土地改良事業の開始につき旧法第四十八条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条の二第一項の認可の申請がなされている場合において、その申請をした者がその認可後に行なう当該申請に係る農用地開田開畑事業

その認可をした旨の旧法の規定による公告のある時における当該農用地開田開畑事業の施行に係る地域

四 この法律の施行の際現に農用地開田開畑事業を内容とし、又は内容の一部を含む土地改良事業の開始につき旧法第八十五条第一項の規定による申請がなされている場合において、国又は都道府県がその申請に基づいて行なう当該農用地開田開畑事業

その農用地開田開畑事業の開始の手続が完了する日として農林大臣又は都道府県知事が指定する日における当該農用地開田開畑事業の施行に係る地域

この法律の施行の際現に在任する土地改良区又は土地改良区連合の役員で旧法の規定により選挙されたものは、その残任期間中は、新法の規定により選挙されたものとみなす。

- 11 附則第七項の規定によりその手続について従前の例によるものとされる土地改良事業計画の変更(土地改良区の行なう土地改良事業に係るものに限る。))又は新たな土地改良事業の施行であつて、その変更又は新たな施行により当該土地改良区の地区として新たに土地を編入すべきこととなるものに係る当該土地改良区の定款の変更の手続については、なお従前の例による。
- 12 この法律の施行前にした旧法第五十一条第一項(旧法第九十六条及び第九十六条の三において準用する場合を含む。))の規定による一時利用地の指定、その指定の効果、その指定による損失の補償及びその指定による受益者からの金銭の徴収並びにその一時利用地の指定のあつた土地改良事業に係る換地計画の作成及び決定、その換地計画に係る換地処分の効果及び清算金並びにその換地計画に係る土地及び建物についての登記については、なお従前の例による。
- 13 この法律の施行前にした旧法第五十二条第一項(旧法第九十六条及び第九十六条の三において準用する場合を含む。))の認可の申請に係る換地計画(前項の換地計画を除く。))の作成及び決定、その換地計画に係る換地処分の効果及び清算金並びにその換地計画に係る土地及び建物についての登記については、なお従前の例による。
- 14 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、数人共同して土地改良事業を行なう者又は市町村は、この法律の施行の際現に新法第五十七条の二第一項(新法第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。))の施設の管理を行なっている場合には、この法律の施行の日から起算して六月以内に、これらの規定により管

理規程を定め、都道府県知事の認可を申請しなければならない。

15 この法律の施行前に旧法第五十二條第八項（旧法第九十六條の三において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた換地計画に係る土地改良事業についての旧法第六十條、第六十一條第一項、第六十二條第一項又は第六十三條第三項（これらの規定を旧法第九十六條の三において準用する場合を含む。）の規定による賃貸借の解除、地上権若しくは永小作権の放棄、地役権の放棄若しくは設定又は賃貸借料、地代、小作料若しくは地役の対価の減額、払戻し若しくは増額の請求の期限については、なお従前の例による。

16 旧法第七條第一項又は第三十條第二項の規定による新設合併に係る設立の認可の申請又は吸収合併に係る定款の変更の認可の申請で、この法律の施行前にしたものに係る土地改良区の合併については、なお従前の例による。

17 この法律の施行前にした旧法第八十七條の二第三項の規定による公告に係る土地改良事業で、新法第八十七條の二第二項第三号の事業に該当しないものは、附則に特別の定めのある場合を除き、同項の規定により行なう同号の事業とみなす。

18 この法律の施行前に、国が、その事業に要する費用の一部につき、その全部又は一部を旧法第九十條第一項の規定により負担させた国営土地改良事業に係る当該負

担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

19 新法第九十條の二の規定は、新法第九十四條の八第三項の配分通知書でこの法律の施行後同項の規定により交付されるものに記載する埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地について適用する。

20 この法律の施行前に、都道府県が、その事業に要する費用につき、その全部又は一部を旧法第九十一條の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四條の分担金として徴収する処分をした都道府県営土地改良事業に係る当該分担金の徴収については、なお従前の例による。

21 この法律の施行前に、市町村が、その事業に要する経費に充てるためその全部又は一部につき旧法第九十六條の三において準用する旧法第三十六條第一項の規定により賦課徴収の処分をした市町村の行なう土地改良事業に係る旧法第九十六條の三において準用する旧法第三十六條第一項の規定による金銭、夫役又は現品の賦課徴収については、なお従前の例による。

22 この法律の施行前にした旧法第八十五條第一項の規定による申請に係る土地改良事業、この法律の施行前にした旧法第八十七條の二第一項の規定によりその土地改良事業計画を定めた土地改良事業又はこの法律の施行前にした同法第三十條の規定による公告に係る土地改良事業によつて生じた土地改良施設

（新法第五十七條の土地改良施設をいう。）についての管理の委託については、新法第九十四條の六第二項（新法第九十四條の十において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

23 この法律の施行前にした旧法第九十八條第一項（旧法第一百一十條において準用する場合を含む。）の規定による公告又は旧法第九十九條第一項若しくは第百零一條（これらの規定を旧法第一百一十條において準用する場合を含む。）の認可の申請に係る交換分合計画の決定手続及び定め方、その交換分合計画に係る交換分合の効果及び清算金、その交換分合計画において定める農地その他の土地又は農業用施設の形質の変更並びにその交換分合計画に係る土地等旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）等により充り渡されたものについての特例については、なお従前の例による。

24 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の六第一項中「農地」を「農用地」に改める。

25 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十七條第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三條の五第一項（同法第九十六條及び第九十六條の四で準用する場合を含む。）若しくは第八十九條の二第六項若しくは」に改める。

26 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二百三十八條中「農地」を「農用地」に改める。

27 愛知用水公団法（昭和三十年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九條中「第二百一十一條（急迫の際の使用等）、第二百二十二條第一項及び第二項（損失補償）並びに」を「第二百二十條（急迫の際の使用等）、第二百二十一條（検査等の場合の損失の補償に係る協議等）、第二百二十二條（土地改良事業に係る損失補償）及び」に、「第四十八條第五項を」「第四十八條第八項」に、「第九十六條の三」を「第九十六條の三第五項」に、「第八十七條第三項」を「第八十七條第四項」に、「第八十七條の三第二項」を「第八十七條の三第四項」に、「第九十六條の二第五項」を「第九十六條の二第七項」に、「第九十九條第十二項」を「第九十九條第十二項（第百零一條の二第二項）及び第百零一條において準用する場合を含む。」に改める。

28 特定土地改良工事特別会計法（昭和三十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「国が施行するかんがい排水施設の建設の工事の下に」、これとあわせて施行する農用地の保全上必要な施設の建設の工事」を、「及びかんがい排水施設の建設の工事」の下に「又はこれとあわせて施行する農用地の保全上必要な施設の建設

の工事」を加え、「第九十四條の六」を「第九十四條の六第一項」に改める。

第三條中「負担金及びその利息」の下に「法第九十條の二第一項の規定による徴収金」を加える。

第十一條中「次条」を「次条及び第十二條」に改め、同条の次に次の一條を加える。

（特別徴収金の使途）
第十一條の二 法第九十條の二第二項の規定による徴収金は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

理 由
最近における農業事情の推移等にかんがみ、農業基本法の趣旨に即して、土地改良事業を適正かつ円滑に実施するため、新たに、土地改良事業に關する長期計画の制度を設けるとともに、草地造成等の事業を土地改良事業の範囲に加え、土地改良事業の施行の方法及び手続並びに費用負担方式の改善を図るほか、土地改良施設の維持管理の適正化に關する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「前項を第一項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することが出来る。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第九條に次の一項を加える。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することが出来る。

第十八條第二項中「償還期限」の下に「(据置期間を含む。以下同じ。)」を加える。

附則第二十三項中「十五年以内」を「十八年以内」に改める。

別表第一の第一号(一)の償還期限の欄中「十五年」を「二十五年」に改め、同号(一)の据置期間の欄中「七年」を「十年」に改め、同号(一)の二の償還期限の欄中「十五年」を「二十五年」に改め、同号(二)の償還期限の欄中「十五年」を「三十五年」に改め、同号(三)の利率の最高欄中「年四分五厘」を「年五分」に改め、同号(三)の償還期限の欄中「二十五年」を「三十年」に改め、同号(四)の償還期限の欄中「十五年」を「二十年」に改め、同号(四)の据置期間の欄中「二年」を「三年」に改め、同号(五)の償還期限の欄中「十五年」を「二十年」に改め、同号(六)の償還期限の欄中「十五年」を「十八年」に改め、同号(六)の二の償還期限の欄中「二十年」を「二十三年」に改め、同

号(七)の償還期限の欄中「十五年」を「二十年」に改め、同号(八)の償還期限の欄中「二十五年」を「三十年」に改め、同号(九)及び同表の第二号の償還期限の欄中「十五年」を「十八年」に改める。

別表第二の第一号の利率の欄中「年四分五厘(主務大臣の指定するものについては、年四分)」を「年三分五厘」に改め、同号の償還期限の欄中「二十二年」を「二十五年」に改め、同表の第二号の利率の欄中「年六分(据置期間中は、年五分五厘)」を「年六分五厘」に改め、同号の償還期限の欄中「十五年」を「二十五年」に改め、同表の第三号の利率の欄中「年六分(据置期間中は、年五分五厘)」を「年六分五厘」に改め、同号の償還期限の欄中「十二年」を「十五年」に改め、同表の第四号の償還期限の欄中「十七年」を「二十年」に改め、同表の第五号(一)の利率の欄中「年四分五厘(主務大臣の指定するものについては、年四分)」を「年三分五厘」に改め、同表の第六号の償還期限の欄中「十五年」を「二十年」に改め、同号の据置期間の欄中「二年」を「三年」に改め、同表の第七号(一)の利率の欄中「年五分五厘」を「年六分五厘」に改め、同号(一)の償還期限の欄中「六年」を「十年」に改め、同号(一)の据置期間の欄中「二年」を「三年」に改め、同号(二)の償還期限の欄中「十年」を「十五年」に改め、同号(二)の据置期間の欄中「二年」を「三年」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、なお従前の例による。

3 別表第二の第二号、第三号及び第七号に掲げる資金の貸付けの利率は、当分の間、改正後の同表の当該各号の利率の欄に規定する利率によらず、年五分五厘とする。

理由

農村漁業の近代化を推進するため農村漁業金融公庫の貸付金に係る貸付条件を改善整理するとともに、同公庫に対する政府の追加出資についての規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律

北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法による営農改善資金の貸付資格の認定の状況にかんがみ、当該認定の申請の期限を所要の期間延長して農業者の経営の安定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律

農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「以下「職員」という」を「次に掲げる者を除く。以下「職員」という」に改め、同項ただし書を削り、同條第二項中「職員」を「者」に改める。

第十五條第一項中「(前條第一項各号の一に該当する者がこれに該当しない者となつたときは、そのなつた日)」を削り、同條第二項第二号を次のように改め、同項第三号及び第四号を削る。

二 その他職員でなくなつた日又はその職員でなくなつた日又はその

翌日に再び職員となつた場合を除く。以下「退職した」という。とき。

第十七條第一項中「十五年以上である者は、組合員の資格を喪失したときは」を「十五年以上である者が、組合員の資格を喪失した場合において、退職年金を受けるに必要な組合員期間を満たしていないときは、その者は」に改め、同條第二項中「その資格を喪失した日の前日の属する月の翌月からその申出をする日の属する月までの各月の掛金を添えて」を削り、同條第四項中「その日」を「その日、第五号に掲げる事由に該当するに至つたときは納付済みの掛金に係る最後の月の翌月の初日」に改め、同項第二号中「組合員であつた期間」と任意継続組合員であつた期間とを合算した期間(次條第四項の規定により給付の基礎となるべき期間に算入されない期間を除く。)を「組合員期間」に改め、同項第五号中「掛金を滞納」を「掛金(第五十六條第三項の規定により納付すべき掛金を除く。)を滞納」に改め、同項を同條第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前條第二項及び第三項の規定は、任意継続組合員の資格の取得及び喪失に準用する。

第十七條第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により任意継続組合員の資格を取得した者が、第五十六條第三項の規定により納付すべ

き掛金を同項の期限までに納付しないときは、第一項の規定による任意継続組合員とならなかつたものとみなす。

第十七条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合は、第一項の申出を受理したときは、その旨を、遅滞なく、当該申出をした者に通知しなければならない。

第十八条の見出しを「(組合員期間)に改め、同条第四項中「組合員」の下に「又は任意継続組合員」を、「同条第二項」の下に「(前条第七項において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「組合員」の下に「又は任意継続組合員」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項と改める。

し、同条第一項中「期間」を「期間の計算」に改め、「起算し、」を削り、「月をもつて終るものとする」を「月までの期間の年数による」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律による給付の基礎となる組合員期間は、次項から第五項までの規定により計算した期間とする。

第十九条の次に次の一条を加える。

(給付の決定)

第十九条の二 給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額額	給与の月額額
第一級	六、〇〇〇円	六、五〇〇円未満
第二級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満
第三級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満
第四級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第五級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満
第六級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満
第七級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満
第八級	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満
第九級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上 一四、〇〇〇円未満
第十級	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第十一級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一六、〇〇〇円未満
第十二級	一七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第十三級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一八、〇〇〇円未満
第十四級	一九、〇〇〇円	一八、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第十五級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第十六級	二一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第十七級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二二、〇〇〇円未満
第十八級	二三、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第十九級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二四、〇〇〇円未満
第二十級	二五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満

第十三級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第十四級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第十五級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、〇〇〇円未満
第十六級	三三、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上 三三、〇〇〇円未満
第十七級	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上 三六、〇〇〇円未満
第十八級	三九、〇〇〇円	三六、〇〇〇円以上 三九、〇〇〇円未満
第十九級	四二、〇〇〇円	三九、〇〇〇円以上 四二、〇〇〇円未満
第二十級	四五、〇〇〇円	四二、〇〇〇円以上 四五、〇〇〇円未満
第二十一級	四八、〇〇〇円	四五、〇〇〇円以上 四八、〇〇〇円未満
第二十二級	五一、〇〇〇円	四八、〇〇〇円以上 五一、〇〇〇円未満
第二十三級	五五、〇〇〇円	五一、〇〇〇円以上 五五、〇〇〇円未満
第二十四級	五九、〇〇〇円	五五、〇〇〇円以上 五九、〇〇〇円未満
第二十五級	六三、〇〇〇円	五九、〇〇〇円以上 六三、〇〇〇円未満
第二十六級	六七、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上 六七、〇〇〇円未満
第二十七級	七一、〇〇〇円	六七、〇〇〇円以上 七一、〇〇〇円未満
第二十八級	七五、〇〇〇円	七一、〇〇〇円以上 七五、〇〇〇円未満

第二十条第二項中「組合員である」を削り、同条第五項中「組合員たる」を削り、「日、週その他月以外の一定期間により支給される給与については、」を「日により支給される給与についてはその給与の額の二十五倍に相当する額を、週その他日及び月以外の一定期間により支給される給与については」に改め、同条第六項中「属する月」の下に「(組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に組合員の資格を取得し、又は同じ月に引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた者については、その翌月)」を加え、「職員となつた者」を「引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた者」に改め、同条に次の二項を加える。

12 組合は、組合員の標準給与を定め、又は改定したときは、その旨を当該組合員に係る農林漁業団体に通知しなければならない。

第二十一条第一項中「最後に組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月から起算してその前組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)の五年間」を「給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の三年間」に、「六十分の一」を「三十六分の一」に相当する額とし、平均標準給与の年額は、平均標準給与の月額の十二倍に改め、同条第二項中「組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)」の全期間を「組合員期間」に改め、同条第三項中「組合員であつた全期間」を「組合員期間」に、「五年」を「三年」に改める。

第二十三条を次のように改める。

(年金の支給期間及び支給期月)

第二十三条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4 年金である給付は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四期に、そ

れぞれその前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。第二十三条の次に次の一条を加える。

(退職給付と障害給付との調整)

第二十三条の二「退職年金と障害年金とを支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行なうものとする。」

2 障害年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

3 退職年金を受ける権利を有する者には、障害一時金は、支給しない。

第二十四条の見出し中「遺族年金」を「遺族給付」に改め、同条第一項本文「遺族年金」を「遺族給付」に、「並びに子」を「子」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、子又は孫については、組合員若しくは組合員であつた者の死亡当時十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡当時から引き続き別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。

第二十五条を次のように改める。

第二十六条第一項を次のように改める。

遺族給付を受けるべき遺族の順位は、第二十四条第一項本文に規定する順序とする。

第二十六条に次の一項を加える。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となる者ができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となる者ができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

第二十八条第一項及び第二項中「第二十四条から前条まで」を「第二十四条、第二十六条及び前条」に、「支給する」を「支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する」に改める。

第二十九条中「市町村職員共済組合」の下に「その他地方公務員共済組合」を加える。

第三十条第一項中「遺族給付」を「遺族給付(第二十八条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この条及び第三十二条第三項において同じ。)」に改める。

第三十一条中「遺族」の下に「(第二十八条に規定する相続人を含む。)」を加え、「給付金から」を「当該給付金から」に改める。

第三十二条第一項中「発生した」を「生じた」に改め、同条に次の一項を加える。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができたとした日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があつたもの
二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者
第三十四条中「発生した」を「生じた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

第三十六条第一項及び第二項を次のように改める。

組合員期間が二十年以上である組合員が退職したとき、又は任意継続組合員が第十七条第六項第二号に規定する事由に該当したときは、その者の死亡に至るまで、退職年金を支給する。ただし、その者が五十五歳に満たない間は、その支給を停止する。

2 退職年金の年額は、平均標準給与の年額の百分の四十に相当する額(組合員期間が二十年をこえるときは、その額にそのこえる年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この章において同じ。)一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額)とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円とし、その額が平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額をこえるときは、

当該金額とする。

第三十六条第三項中「第三十九条第四項」を「第三十九条の二第三項及び第四十六條第三項」に改め、同条第四項中「障害年金を受ける権利を有する者を除く」が別表第二に「規定にかかわらず、その者に退職年金を支給する」を「規定による停止は、行なわない」に改める。

第三十七条第一項中「その組合員となつた日の属する月から」を「その者が組合員である間は」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が退職したときは、前後の組合員期間を合算して退職年金の額を改定する。この場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額(当該退職年金の額について前条第二項ただし書の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)に、当該合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつてその者の退職年金の額とする。

第三十七条に次の一項を加える。

3 前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額(前条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額)をこえるときは、前条第二項ただし書(平均標準給与の年額の百分の六十に相当する額とする部分に限る。)の規定にかかわらず、当該金額をもつてその改定額とする。

第三十七条の二第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

2 組合員期間が二十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が一年以上である者が退職した場合又は組合員期間が二十年未満である任意継続組合員のうち任意継続組合員であつた期間が一年以上である者が第十七条第六項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由(以下「任意資格喪失事由」という。)に該当した場合において、これらの者が、これらの事由に該当した時以後に次の各号の一に該当し、又は該当するに至つたときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。ただし、その者が六十歳に満たない間は、その支給を停止する。

第三十七条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項の規定に該当する資格の喪失」を「前項の退職又は任意資格喪失事由」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項の規定に該当する資格の喪失が二回」を「第三項に規定する期間が二」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「組合員又は任意継続組合員」と、「前条第一項ただし書」とあ

るのは「第三十七条の二第二項ただし書」を、「組合員又は任意継続組合員」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十八条第一項を次のように改める。

組合員期間が二十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が一年以上である者が退職したとき、又は組合員期間が二十年未満である任意継続組合員のうち任意継続組合員であつた期間が一年以上である者が任意資格喪失事由に該当したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した額がないときは、この限りでない。

第三十八条第二項第二号中「前条第四項を「前条第三項」に、「資格の喪失の日」を「事由が生じた日」に改め、同条第三項中「資格の喪失の日」を「事由が生じた日」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第三十八条の二第二項中「同条第一項の規定に該当する資格の喪失の日（前日）」を「当該退職一時金の給付事由が生じた日」に改め、「前日（第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日）」を削り、同条第四項中「第三十七条の二第六項を「第三十七条の二第五項」に、「支給に係る資格の喪失が二回以上ある」を「給付事由が二回以上生じた」に改める。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条第一項の規定に該当する資格の喪失の後」を「退職一時金の

給付事由が生じた後」に改め、同項第二号中「前号に規定する資格の喪失があつた」を「退職一時金の給付事由が生じた」に改め、同条第二項中「前日（第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日）」を削り、「第一号を「各号」に、「同号に該当するに至つた日、同項第二号に該当する場合においては同号に該当するに至つた日の前日」を、「その該当するに至つた日」に改める。

第三十九条を次のように改める。

（障害年金）
第三十九条 次の各号に掲げる者が当該各号の場合に該当するとき、その者の死亡に至るまで、障害年金を支給する。

一 農林漁業団体等の職務（以下「職務」という。）により病気にかかり、又は負傷した組合員、その職務による病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「職務上傷病」と総称する。）の結果として、退職した時に別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職した時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間の経過後一月を経過する日までにその者の請求があつたとき。

二 組合員又は任意継続組合員として引き続き一年以上経過した後、に職務によらないで病気にかかり、又は負傷した者、その病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「職務外傷病」と総称する。）の結果として、退職

した時若しくは任意継続組合員である間にその職務外傷病に係る障害給付の請求をした時に別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職した時若しくは第十七条第六項第二号から第五号までに規定する事由に該当した時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間の経過後一月を経過する日までにその者の請求があつたとき。

2 前項第一号又は第二号中「退職した時」とあり、「任意継続組合員である間にその職務外傷病に係る障害給付の請求をした時」とあり、又は「第十七条第六項第二号から第五号までに規定する事由に該当した時」とあるのは、退職したとき、当該請求をしたとき又は当該事由に該当したときに当該傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第一号若しくは第三項の規定による療養補償若しくは療養の給付その他療養補償に相当する補償を受けている者にあつては、「当該傷病がなつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、これらのときに当該傷病について健康保険又はこれに相当する制度による療養の給付又は療養費の支給を受けている者でこれらの給付の支給開始後三年を経過

していないものにあつては、「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間になつた時又はなおならないがその期間を経過した時」とする。

3 廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項第一号に規定する期間を経過した後であつても、組合が審査会の議に付することを適当と認め、かつ、審査会においてその廃疾が職務上傷病によることが顯著であると議決したときは、そのときから、障害年金を支給する。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（障害年金の年額）

第三十九条の二 前条第一項第一号の規定による障害年金（以下「職務による障害年金」という。）の年額は、廃疾の程度に応じ平均標準給付の年額に別表第二の中欄（イ）に掲げる率を乗じて得た額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給付の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額）とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし、その額が平均標準給付の年額に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

2 前条第一項第二号の規定による障害年金（以下「職務によらない障害年金」という。）の年額は、廃疾の程度に応じ平均標準給付の年額に別表第二の中欄（ロ）に掲げる率を乗じて得た額（組合員期間が十年をこえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき平均標準給

付の年額の百分の一に相当する額を、二十年をこえる期間についてはそのこえる年数一年につき平均標準給付の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額）とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第三十六条第三項の規定は、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の障害年金の額を算定する場合に準用する。

第四十条中「当該廃疾による組合員の資格の喪失等があつた時から五年以内に」を「当該廃疾に係る病気若しくは負傷があつた後最初に退職した時若しくは第十七条第六項第二号から第五号までに規定する事由に該当した時から五年を経過する日まで」に、「その期間経過後一月以内」に、「その期間経過後一月を経過する日までにその者の」に、「別表第二」を「別表第二の上欄」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により障害年金の額を改定する場合に準用する。

第四十一条を次のように改める。

（二）以上の廃疾がある場合の取扱

第四十一条 組合員又は組合員であつた者については同時に二以上の廃疾があるときは、第三十九条第一項各号の病気又は負傷によらないものを除き、職務による障害年金と職務によらない障害年金との別に応じ、これらの廃疾を併合した廃疾の程度を前三条に規定する廃疾の程度として、これらの規定を適用する。

（二）以上の廃疾がある場合の取扱

2 組合員又は組合員であつた者について、職務上傷病による廃疾と職務外傷病による廃疾とがあるときは、職務によらない障害年金については、次に定めるところによる。

一 当該年金の基礎となるべき廃疾の程度は、職務上傷病による廃疾を職務外傷病によるものとみなし、これらを併合した廃疾の程度による。

二 当該年金の第三十九条の第二項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、職務上傷病による廃疾を職務外傷病によるものとみなし、これらを併合して算定した障害年金の額（当該職務上傷病による廃疾の程度が別表第二の上欄に掲げる廃疾の程度に該当する場合には、当該廃疾が職務外傷病によるものであるとしたならば当該廃疾について支給されるべき障害年金の額を控除した額）とする。

3 前項の場合において、第三十九条の第二項第三項の規定による第三十六条第三項本文の規定による控除は、職務によらない障害年金の額から行ない、なお残額がある場合には、職務による障害年金の額から行なうものとする。

第四十二条第一項中「その組合員となつた日の属する月から」を「その者が組合員である間は」に改め、同条第二項中「その者につき組合員の資格の喪失等があつた」を「再び退職した」に、「別表第二」を「別表第二の上欄」に、「前の組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）と後の組合員であつた期間」を「前後の組合員期間」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三十九条第二項の規定は、前項の規定により障害年金の額を改定する場合に準用する。

4 前二項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときその改定額が、次の各号に掲げる額の合算額より少ないときは、当該合算額をもつてその改定額とする。

一 改定前の障害年金の額（改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度が改定障害年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額）とし、改定前の障害年金の額について第三十九条の第二項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額とする。以下この条において同じ。

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

5 第二項及び第三項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務によらない障害年金であるときは、その改定額が、次の各号に掲げる場合に應じ当該各号に掲げる額より少ないときは、当該各号に掲げる額をもつてその改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年に達しない場合において、その改定額が改定前の障害年金の額より少ないとき。 改定前の障害年金の額

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年以下である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に当該改算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額より少ないとき。 その加算して得た額

三 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に、当該改算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については前号の規定により加算すべき額を、二十年をこえる年数についてはその一年につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額より少ないとき。 その加算して得た額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に、当該改算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないとき。 その加算して得た額

6 前二項の改定額が、改定前の障害年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額に相当する金額（第三十九条の第二項において準用する第三十六条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により改定前の障害年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額）をこえるときは、第三十九条の第二項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含むもの）と、平均標準給与の年額に相当する額とする部分に限る。）の規定にかかわらず、当該金額をもつてその改定額とする。

第四十三条を次のように改める。
（職務による障害年金と障害補償との調整）
第四十三条 職務による障害年金は、その職務上傷病について労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償を支給する事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から六年間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

一 別表第二の上欄の一級に該当する者 百分の三十

二 別表第二の上欄の二級に該当する者 百分の二十

三 別表第二の上欄の三級に該当する者 百分の十

該当する者

第四十四条第一項中「障害年金の支給を受ける程度」を「別表第二の上欄に掲げる程度」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 組合員期間が二十年未満である者が障害年金を受ける権利を有するものが前項の規定により障害年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合（遺族年金を支給する場合を除く。）において、すでに支給を受けた障害年金の総額が、その者が退職した際又は任意資格喪失事由に該当した際に第三十八条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の計算の基礎となる同条第二項第一号に掲げる額（職務による障害年金で当該職務上傷病について労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償の支給を受ける権利を有しない者に係るもの及び職務によら

ない障害年金にあつては、平均標準給与の月額額の十二月分に相当する額を加算して得た額（第四項において「合算額」という。）とする。）より少ないときは、その者又はその遺族にその差額を支給する。

3 第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定は、前項の場合における遺族の範囲及び順位並びに同順位の遺族が二人以上あるときの支給方法に準用する。

4 第二項の規定により支給された差額は、給付に関する規定（第三十七條の二、第三十八條の二、第三十八條の三及び第五十條の二の規定を除く。）の適用については、当該差額が合算額との差額である場合における平均標準給与の月額の十二月分に達するまでの額については障害一時金と、その他の額については退職一時金（第三十六條第三項（第三十九條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用に関しては、第三十八條第二項第一号に掲げる額）とみなす。

5 前項の規定により退職一時金又は障害一時金とみなされる差額の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合における第二十八條第一項の規定の適用については、同項中「その者の遺族」とあるのは、「その者の遺族（当該給付が第四十條第二項に規定する死亡した場合に該当して支給されるものであるときは、同項の死亡した者の遺族）」とする。

第四十五條を次のように改める。

（障害一時金）

第四十五條 引き続き一年以上組合員又は任意継続組合員であつた者で、当該期間内に職務により又は職務によらないで、病氣にかかり、又は負傷したものが、その職務上傷病（労働基準法第七十七條の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けられないものに限る。）又は職務外傷病の結果として、退職した時又は任意継続組合員である間にその職務外傷病に係る障害給付の請求をした時に別表第三に掲げる療疾の状態にあるときは、障害一時金として、平均標準給与の月額の十二月分に相当する額を支給する。

2 第三十九條第二項の規定は、前項の規定により障害一時金を支給する場合に準用する。この場合において、同項中「なおつた時又はなおならないがその期間を経過した時」とあるのは、「なおつた時」と読み替へるものとする。

3 引き続き一年以上組合員又は任意継続組合員であつた者で、その一年を経過する前に職務によらないで、病氣にかかり、又は負傷したものに對する前二項の規定の適用については、第一項中「別表第三に掲げる療疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第二又は別表第三に掲げる療疾の状態にあるとき（療養の給付又は療養費の支給を受けている場合には、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間になおらないでその期間を経過した時に、その職務外傷病の結果として、別表第二に掲げる療疾の状態にあるときを含む。）とする。

4 同時に二以上の療疾があるときは、第一項及び前項の職務上傷病又は職務外傷病によらないものを除き、これらの療疾を併合した療疾の状態をこれらの規定に規定する療疾の状態として、これらの規定を適用する。

第四十六條及び第四十七條を次のように改める。

（遺族年金）

第四十六條 次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に遺族年金を支給するものとし、その年額は、当該各号に掲げる額とする。

一 組合員が職務上傷病により、組合員である間に、又は退職した後死亡した場合 平均標準給与の年額の百分の四十に相当する額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額）

二 組合員期間が二十年以上である者が職務上傷病によらないで死亡した場合 その者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者及び再び組合員となつていた者については、その死亡のときに退職したものとみなし、かつ、障害年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金）の額の百分の五十に相当する額

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員若しくは任意継続組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者が障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合 平均標準給与の年額の百分の十に相当する額（組合員期間が十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額）

四 組合員期間が十年未満の者が職務による障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合 平均標準給与の年額の百分の十に相当する額

2 前項の規定による遺族年金の額が二万一千三百六十円より少ないときは、これを二万一千三百六十円とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3 次の各号に掲げる者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者（第三十六條第三項ただし書（第三十九條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により定める額を返還した者を除く。）である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の年額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 第一項第一号に規定する者 前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六條第三項本文（第三十九條の二第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の政令で定めるところにより算定した額を控除した額

二 第一項第二号に規定する者 同号に掲げる額（その額が二万一千三百六十円からその者に係る第三十六條第三項本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した金額より少ないときは、当該金額）

三 第一項第三号又は第四号に規定する者 前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六條第三項本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した額

（遺族年金の停止）

第四十七條 夫、父母又は祖父母に對する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第二の上欄に掲げる程度の療疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第四十八條の見出し中「転給」を「失権及び転給」に改め、同条中第二号から第四号までを次のように改める。

同様の事情にある者となつたときを含む。〕

三 死亡した組合員であつた者の三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者の親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 子又は孫(別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるものを除く)が十八歳に達したとき。

六 別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(職務による遺族年金と遺族補償との調整)

第四十九条の二 第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償を支給する事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から六年間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額の支給を停止する。

第五十条第一項を次のように改める。

組合員期間が十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が一年以上である者(組合員期間が

十年未満である任意継続組合員のうち任意継続組合員であつた期間が一年以上である者を含む)が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。ただし、当該遺族が第四十六条第一項第四号の遺族年金の支給を受ける権利を有することとなるときは、この限りでない。

第五十条第二項中「組合員」の下に「又は任意継続組合員」を加える。

第五十一条の規定に該当する資格の喪失の日(前日)を、その者につき同項の退職一時金の給付事由が生じた日に改める。

第五十一条及び第五十二条を次のように改める。

第五十一条及び第五十二条 削除

第五十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」を「前二項の」に改め、「組合員の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の掛金の徴収は、組合員又は任意継続組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、するものとする。この場合において、組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に再び組合員又は任意継続組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徴収しない。

第五十六条第二項中「第十七条第二項」を「次項」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛金を」を「喪失し、又は引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた場合には、その日の前日の属する月分の掛金を含む」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 組合員は、給与が金銭をもつて支給されないとき、その他前項の規定による控除が行なわれなるときは、その月の末日までに、その負担すべき前月分の掛金(組合員がその資格を喪失し、又は引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた場合には、その日の前日の属する月分の掛金を含む)に相当する金額をその使用される農林漁業団体等に対して払い込まなければならない。

第五十六条第二項の次に次の一項を加える。

3 第十七条第四項の規定により任意継続組合員の資格を取得した者は、同条第三項の通知を受けたときは、最後に組合員の資格を喪失した日の前日の属する月の翌月から当該通知を受けた日の属する月までの各月の掛金を、当該通知を受けた日の属する月の翌月の末日までに組合員に納付する義務を負う。

第五十六条の次に次の一条を加える。

(掛金の繰上徴収)

第五十六条の二 農林漁業団体が次の各号の一に該当するときは、組合は、納付期限前においても、掛金を徴収することができる。

一 国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。

二 強制執行を受けるとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 競売の開始があつたとき。

五 解散したとき。

第五十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により掛金を徴収するときは、この限りでない。

第五十八条第一項中「同項」を「同項」に改め、「掛金」の下に「その他この法律の規定による徴収金を完納しないとき、又は第五十六条の二各号(第三号を除く)の一に該当したことににより納付期限を繰り上げてする掛金の納入の告知を受けた農林漁業団体がその指定された納付期限までに掛金」を加える。

第六十一条第二項中「同条第二項」の下に「(第十七条第七項において準用する場合を含む)」を加える。

第六十三条第一項中「給付に関する決定、掛金その他組合員若しくは任意継続組合員が組合員若しくは任意継続組合員が組合員若しくは任意継続組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八條の規定による処分」に、「異議を不服」に改める。

第六十四条に次の一項を加える。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する公益を代表する委員がその職務を行なう。

第六十六条第一項中「給付に関する決定、掛金その他組合員若しくは任意継続組合員が組合員若しくは任意継続組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八條の規定による処分」に改め、同条第二項中「徴収」の下に「処分」を加え、同条第四項中「医師」の下に「若しくは歯科医師」を加え、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第六十七条中「医師」の下に「又は歯科医師」を加える。

第七十条に次の一号を加える。

五 農林漁業団体への貸付けで農林省令で定めるもの

第七十二条第二項中「第三号」の下に「若しくは第五号」を加える。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(期間計算の特例)

第七十七条の二 この法律の規定による請求、申出又は届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

附則第四條後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、組合員となつた者の厚生年金保険の被保険者であつた期間は、組合の成立の日以後における厚生年金保険法の適用については、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。ただし、組合の成立の日の前

日において、同法に基づく給付を受けている組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間
は、当該給付については、この限りでない。
附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

別表第一を次のように改める。

別表第一

組合員又は任意継続組合員であつた期間	日	数
一年以上	二年未満	二〇日
二年以上	三年未満	四五日
三年以上	四年未満	七〇日
四年以上	五年未満	九五日
五年以上	六年未満	一二〇日
六年以上	七年未満	一四五日
七年以上	八年未満	一七〇日
八年以上	九年未満	一九五日
九年以上	一〇年未満	二二〇日
一〇年以上	一一年未満	二四五日
一一年以上	一二年未満	二七〇日
一二年以上	一三年未満	二九五日
一三年以上	一四年未満	三二〇日
一四年以上	一五年未満	三五〇日
一五年以上	一六年未満	三八〇日
一六年以上	一七年未満	四一〇日
一七年以上	一八年未満	四四五日
一八年以上	一九年未満	四八〇日
一九年以上	二〇年未満	五一五日

別表第二及び第三を次のように改める。

別表第二

第一類第八号

農林水産委員会議録第十一号

昭和三十九年二月二十五日

二	級		支 給 率	最低保障額
	一	二		
三 両耳の聴力が、 耳鼓に接して大 声による話をし てもこれを解すこ とができない程 度に減じたもの	八 両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	一 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	〇・八	〇・五
二 両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	七 両眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	二 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	〇・五	四七、五二〇円
一 両眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	六 両眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	二 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	〇・五	四七、五二〇円
二 両眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	五 両眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	二 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	〇・五	四七、五二〇円
一 両眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	四 両眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	二 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	〇・五	四七、五二〇円
二 両眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	三 両眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	二 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	〇・五	四七、五二〇円
一 両眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	二 両眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	二 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	〇・五	四七、五二〇円
二 両眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	一 両眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	二 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、 他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	〇・五	四七、五二〇円

級		三
四	五	
咀嚼又は言語の機能を廃したもの	脊柱の機能に高度の障害を残すもの	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
一上肢を腕関節以上で失つたもの	一上肢を腕関節以上で失つたもの	二 両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
一下肢を足関節以上で失つたもの	一下肢を足関節以上で失つたもの	三 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
一上肢の用を全く廃したもの	一上肢の用を全く廃したもの	四 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
一下肢の用を全く廃したもの	一下肢の用を全く廃したもの	五 一上肢の三大関節のうち、二関節の用
一〇 両上肢のすべての指の用を廃したもの	〇・六	
一一 両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの	〇・四	
一二 両下肢のすべての足ゆびを失つたもの	三五、五二〇円	
一三 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの		
一四 精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの		
一五 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの		

級		級
六	七	
を廃したもの	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの	一四 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	一上肢の用を全く廃したもの	一三 精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	一二 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
九 おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの	〇・四	一一 両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの
一〇 一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの	〇・三	一〇 一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
	一九、八二四円	

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものととは、指の末節の半分以上を失ひ、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足ゆびの用を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足ゆびの用を廃したものととは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾にあつては足趾趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 この表の一般の項第八号、二級の項第一五号及び三級の項第一四号に掲げる廃疾の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

別表第三

番号	廃疾の状況
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）
第二条 組合が施行日前に改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「旧法」という。）第二十条第三項の規定により標準給与を定める場

合には、同条第一項の規定にかかわらず、改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「新法」という。）第二十条第一項の規定の例による。

3 施行日の属する月の前月の標準給与の月額が五万二千円である組合員で前二項の規定によれば施行日の属する月の標準給与の月額が五万一千円となるものが、施行日から六十日以内に五万二千円を各月の標準給与の月額とすることを希望する旨を組合に申し出たときは、これらの規定にかかわらず、その者の施行日の属する月以後の各月の標準給与の月額は、新法の規定によりその者の標準給与の月額が五万一千円以外の標準給与の

月額となるまでの間は、五万二千円とする。

（給付に関する経過措置）
第三条 新法の給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関する必要な事項は、次条から附則第二十条までに定めるところによる。

（定義）
第四条 この条から附則第二十条まで及び附則第二十四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 旧法組合員期間 旧法第十八条の規定の例により計算した施行日の前日の属する月以前の組合員であつた期間及び任意継続組合員であつた期間（旧法附則第四条前段の規定により組合員であつた期間とみなされる期間を含む。）をいう。

備考 別表第二の備考一から五までに同じ。

七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一一	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一二	一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
一四	一上肢の二指以上を失つたもの
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一上肢の三指以上の用を廃したもの
一七	ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
一八	一上肢のおや指の用を廃したもの
一九	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二〇	一下肢の五趾の用を廃したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

三 更新組合員 施行日の前日に組合員又は任意継続組合員であつた者で、施行日以後引き続き組合員又は任意継続組合員であるものをいう。

四 旧法の平均標準給与の年額 旧法第二十一条及び第二十二條の規定の例により算定した平均標準給与の月額(その算定の基礎となる期間のうち旧法組合員期間があるときは、当該期間の各月における標準給与の月額を旧法第二十二條の規定の例によるものとして算定した額の十二倍に相当する額(その額が六十二万四千円をこえるときは、六十二万四千円とする。))をいう。

五 新法の平均標準給与の年額 新法第二十一条の規定の例により算定した平均標準給与の月額(新法組合員期間が三年未満の者については、新法組合員期間の各月における標準給与の月額を合算額をその期間の総月数で除して得た額(一月未満の端数を生じたときは、これを一月に切り上げた額)の十二倍に相当する額とする。))をいう。

六 旧法の平均標準給与の年額 旧法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をいう。

七 新法の平均標準給与の年額 新法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をいう。

八 旧法の平均標準給与の日額 旧法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額(一月

未満の端数を生じたときは、これを一月に切り上げた額。次号において同じ。))をいう。

九 新法の平均標準給与の日額 新法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額をいう。

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱ひ)

第五条 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、なお従前の例による。(更新組合員に係る退職年金の額に關する一般経過措置)

第六条 更新組合員に係る新法第三十六條第二項に規定する退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に掲げる額の合算額とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円とし、その額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額をこえるときは、当該金額(第一号の額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する額をこえるときは、同額の額)とする。

一 旧法組合員期間 二十年に達するまでの年数については一年につき旧法の平均標準給与の年額の六十分の一、二十年をこえる年数については一年につき旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

二 新法組合員期間 前号に掲げる期間と合算して二十年に達するまでの年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この号において同じ。))については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

があるときは、これを切り捨てた年数。以下この号において同じ。))については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

3 新法附則第四條第一項の規定により組合員であつた期間とみなされる期間(以下「厚生年金保険期間」という。))を有する更新組合員に係る第一項第一号の額は、同項の規定にかかわらず、同項の額から、その額に厚生年金保険期間を旧法組合員期間で除して得た割合を乗じて算定した額の百分の二十(組合員の成立の日におけるその者の標準給与の月額が一万八千円をこえる場合にあつては、当該月額を一万八千円で除して得た割合を百分の二十に乘じて算出した比率。附則第十一條第二項において同じ。))に相当する額を控除した額とする。

(更新組合員で再退職するものに係る退職年金の額の改定に關する経過措置)

第七條 旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員に係る退職年金の改定額は、前条の規定の例により算定した額を新法第三十六條第二項の規定による額とした場合の同条の規定による退職年金の額とする。

2 前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による退職年金(以下この条において「従前の退職年金」という。))の額に次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

一 旧法組合員期間(従前の退職年金の基礎となつた旧法組合員期間を除く。その年数一年につき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

二 新法組合員期間 その年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

3 前条第二項の規定は、前項各号の年数の計算に準用する。

4 第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額(旧法第三十六條第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により従前の退職年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額)をこえるときは、第二項の規定にかかわらず、当該金額(その額が従前の退職年金の額に同項第一号に掲げる額を加算して得た額より少ないときは、当該加算して得た額)をもつてその改定額とする。

(通算退職年金の受給資格に關する経過措置)

第八條 旧法組合員期間が六月以上一年未満の者又は旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する新法第三十七條の二第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

(更新組合員に係る通算退職年金の額に關する経過措置)

第九條 更新組合員に係る新法第三十七條の二第三項に規定する通算退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

一 旧法組合員期間 新法第三十七條の二第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「旧法組合員期間」と、「平均標準給与の月額」とあるのは、「旧法の平均標準給与の月額」として同項の規定の例により算定した額

二 新法組合員期間 新法第三十七條の二第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「新法組合員期間」と、「平均標準給与の月額」とあるのは、「新法の平均標準給与の月額」として同項の規定の例により算定した額

(更新組合員に係る退職一時金の受給資格に關する経過措置)

第十條 旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組

合員に対する新法第三十八條第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

(更新組合員に係る退職一時金の額に関する経過措置)

第十一条 更新組合員に係る新法第三十八條第二項第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

一 旧法組合員期間 旧法の平均標準給与の月額を基礎として旧法第三十八條第二項第一号の規定の例により算定した額

二 新法組合員期間 新法の平均標準給与の月額に当該期間と前号に掲げる期間とを合算した期間に対応する新法別表第一に定める日数(一年未満の期間その他政令で定める日数。以下この号において同じ)から前号の期間に対応する同表に定める日数を控除した日数を乗じて得た額

2 前項第一号の額の計算の基礎となるべき期間に厚生年金保険期間が含まれている更新組合員に係る同額の額は、同号の規定にかかわらず、同額の額から、旧法の平均標準給与の月額を基礎として厚生年金保険期間につき旧法第三十八條第二項第一号の規定の例により算定した額の百分の二十に相当する額を控除した額とする。

(旧法組合員期間内の傷病に係る障害給付に関する経過措置)

にかかり、又は負傷した更新組合員につき、施行日以後その傷病の結果として組合員の資格の喪失等(旧法第三十九條第一項に規定する組合員の資格の喪失等をいう。以下同じ)があつた場合(新法の規定により障害給付を受けることができる場合を除く)において、旧法を適用するとしなければその者が旧法第三十九條又は第四十五條の規定による障害年金又は障害一時金を受ける権利を有することとなるときは、その者にそれぞれ障害年金又は障害一時金を支給する。

2 前項の規定による障害年金又は障害一時金の額は、同項の規定に該当する者がその該当するまで引き続き旧法の組合員又は任意継続組合員であるものとして旧法を適用するとしなければ受けることができる旧法第三十九條又は第四十五條の規定による障害年金又は障害一時金の額に相当する額とする。

3 第一項の規定による障害年金又は障害一時金は、新法の規定による障害年金又は障害一時金とみなし、かつ、当該給付の基礎となつた廃疾は、職務外傷病による廃疾とみなす。

(更新組合員に係る障害年金の額に関する一般的経過措置)

第十三条 更新組合員に係る新法第三十九條の二第一項又は第二項に規定する障害年金の額のうち二十一年をこえる組合員期間について加算する額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に

応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

一 旧法組合員期間で二十年をこえるもののそのこえる期間、その年数一年につき旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

二 新法組合員期間で前号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間、その年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

2 附則第六條第二項の規定は、前項各号の年数の計算に準用する。

(旧法組合員期間内の傷病に係る障害年金の額の特例)

第十四条 旧法組合員期間内に病氣にかかり、又は負傷した更新組合員につき、施行日以後その傷病の結果として組合員の資格の喪失等があり、新法第三十九條の規定の適用を受ける場合において、新法第三十九條の二及び前条の規定により算定した障害年金の額が、その者が当該資格の喪失等の時まで引き続き旧法の組合員又は任意継続組合員であるものとして旧法を適用するとしなければ受けることができる旧法第三十九條の規定による障害年金の額に相当する金額より少ないときは、当該金額をその障害年金の額とする。

(更新組合員で再退職するものに係る障害年金の額の改定に関する経過措置)

第十五条 旧法の規定による障害年金を受け権利を有する更新組合員に係る障害年金の改定額は、当該障害年金を職務によらない障害年金とみなして新法第三十九條の二及び附則第十三條又は新法第四十一條の規定により算定した額とする。

2 前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による障害年金(以下この条において「従前の障害年金」という)の額(改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間及び前号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間、その年数一年につき旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額)の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

一 旧法組合員期間(従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間を除く。第三号において同じ)で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間と合算して十年をこえる二十年に達するまでのもの、その年数一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

二 新法組合員期間で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間及び前号に掲げる期間と合算して十年をこえる二十年に達するまでのもの、その年数一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

算して十年をこえる二十年に達するまでのもの、その年数一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

三 旧法組合員期間で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間及び前号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間、その年数一年につき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

四 新法組合員期間で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間及び前号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間、その年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

3 前項の場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号又は第三号の時間に加算するものとし、同項第二号又は第三号に掲げる期間(これに加算する期間があるときは、これを加算した期間)に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第四号の期間に加算するものとする。

4 第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額に相当する金額(旧法第三十九條第四項において準用する旧法第三十六條第三項本文の規定の適用を受けた

者にあつては、同項本文の規定により従前の障害年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額をこえるときは、第二項の規定にかかわらず、当該金額（その額が従前の障害年金の額に同項第一号及び第三号に掲げる額を加算して得た額より少ないときは、当該加算して得た額）をもつてその改定額とする。

（更新組合員に係る遺族年金の額に関する経過措置）

第十六条 更新組合員に係る新法第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する額は、同号の規定にかかわらず、附則第十三条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

2 更新組合員に係る新法第四十六条第一項第三号の規定による遺族年金の額は、同号の規定にかかわらず、附則第六条の規定の例により算定した額の百分の五十に相当する額とする。

（遺族年金の失権及び転給に関する経過措置）

第十七条 旧法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が従前の例によるとすればその権利を失うこととなる場合において、新法第四十八条の規定を適用するときは、附則第五条の規定にかかわらず、新法第四十八条の規定による（更新組合員に係る遺族一時金の受給資格に関する経過措置）

第十八条 旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する新法第五十条第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

（更新組合員に係る遺族一時金の額に関する経過措置）

第十九条 更新組合員が死亡した場合におけるその遺族に対する新法第五十条の規定による遺族一時金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、附則第十一条の規定の例により算定した額と同額とする。

（再就職者に関する経過措置）

第二十条 附則第六条、第七条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定は、次に掲げる者に準用する。

一 更新組合員であつた者で、再び組合員となつたもの

二 旧法組合員期間を有する者で、施行日以後に組合員となつたもの（更新組合員及び前号に掲げる者を除く。）

（政令への委任）

第二十一条 この附則に規定するもののほか、給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十

五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「又は農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）」を削り、「（場合の下に）又は農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の規定による職務による障害年金を受けることがで

きる場合（同法第四十三条の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く。）を、「当該障害年金の下に」又は当該職務による障害年金を加える。

（通算年金通則法の一部改正）

第二十三条 通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間にあつては六箇月に満たない期間、船員保険の被保険者であつた期間にあつては」を「船員保険の被保険者であつた期間にあつては」に改める。

（通算年金通則法の一部改正に関する経過措置）

第二十四条 旧法組合員期間が六月以上一年未満の者又は旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員の通算対象期間を合算する場合には、前条の規定による改正後の通算年金通則法第六条第二項の規定にかかわらず、当該旧法組合員期間又は合算した期間は、通算対象期間に算入する。

理由

農林漁業団体職員共済組合による給付の内容を他の共済組合制度に準じて改善するとともに、この制度の円滑な運営を図るため規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

食料品総合小売市場管理法案

食料品総合小売市場管理会法目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 役員等（第九条―第二十一条）

第三章 業務（第二十二条―第二十五条）

第四章 財務及び会計（第二十六条―第三十四条）

第五章 監督（第三十五条―第三十六条）

第六章 雑則（第三十七条―第四十条）

第七章 罰則（第四十一条―第四十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 食料品総合小売市場管理会は、大都市及び人口の集中の著しいその周辺の地域に、近代的な経営方式を導入して総合的に生鮮食料品等の小売業を運営するため、生鮮食料品等の流通の合理化を促進し、もつて国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 食料品総合小売市場管理会（以下「管理会」という。）は法人とする。

（事務所）

第三条 管理会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 管理会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 管理会の資本金は、次項及び第三項の規定により政府が出資する金額並びに地方公共団体が出資する金額の合計金額とする。

2 政府は、管理会の設立に際し、管理会に一億二千五百万円を出資する。

3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、管理会に追加して出資することができる。

（定款）

第五条 管理会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資産に関する事項

五 役員及び運営審議会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告に関する事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 管理会は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を管理会に出資している地方公共団体（以下「出資地方公共団体」という。）に通知しなければならない。

（登記）
第六条 管理会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（名称の使用制限）
第七条 管理会でない者は、食料品総合小売市場管理会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）
第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、管理会に準用する。

第二章 役員等
（役員）
第九条 管理会に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

2 管理会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限）
第十条 理事長は、管理会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 監事は、管理会の業務を監査する。

（役員の任期）
第十一条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）
第十二条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）
第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の長又は地方公共団体の議会の議員

二 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の常勤の職員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて管理会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）
第十四条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）
第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、農林大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

（代表権の制限）
第十六条 管理会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合

合には、監事が管理会を代表する。

（代理人の選任）
第十七条 理事長は、理事又は管理会の職員のうちから、管理会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）
第十八条 管理会の職員は、理事長が任命する。

（運営審議会）
第十九条 管理会に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、第四項各号に掲げる事項その他管理会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項に規定する事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ運営審議会に諮問しなければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成及び重要な変更

三 予算、事業計画及び資金計画の作成及び重要な変更

四 財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成

第二十条 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

2 委員は、出資地方公共団体の長又はその推薦する者及び管理会の業務に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 第十二条第一項ただし書及び第二項並びに第十四条第二項の規定は、委員について準用する。

（役員及び職員の公務員たる性質）
第二十一条 管理会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務
（業務の範囲）
第二十二条 管理会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 大都市及び人口の集中の著しいその周辺の地域で政令で定める地域内において、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常その用に供する食料品（以下「生鮮食料品等」という。）を取扱品目とする第一号に規定する小売市場（以下「食料品総合小売市場」という。）の設置及び管理を行なうこと。

二 管理会の設置する食料品総合小売市場において生鮮食料品等の小売業を経営する者に対し、当該小売業に係る生鮮食料品等の種類、品質、価格その他その購入、保管及び販売に関し必要な事項についての指導を行なうこと。

三 前号に規定する者の当該小売業に係る生鮮食料品等の購入のあつせんを行ない、及び同号に規定する者の委託を受けて当該

小売業に係る業務の一部を行なうこと。

四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 管理会は、前項に規定する業務のほか、管理会の設置する食料品総合小売市場の用に供する土地の効率的利用を図るため、その食料品総合小売市場の用に供する建物その他の施設と一体となる施設であわせて建設することを相当とするものの建設、管理及び処分を行なうことができる。

(業務の基準等)

第二十三条 管理会は、前条第一項第一号に掲げる業務については、農林省令で定める基準に従つて行なわなければならない。

2 農林大臣は、生鮮食料品等の流通の合理化を促進して適正な小売価格の形成に資するため特に必要があると認めるときは、管理会に対し、食料品総合小売市場の設置に関し、必要な指示をすることができ。

(業務方法書)

第二十四条 管理会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

3 管理会は、第一項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書(変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分)

を出資地方公共団体に送付しなければならない。

(出資地方公共団体の長の意見の聴取)

第二十五条 管理会は、食料品総合小売市場を設置しようとするときは、当該食料品総合小売市場の設置及び管理に関する計画の概要について、当該食料品総合小売市場を設置しようとする場所をその区域に含む出資地方公共団体の長の意見を聞かなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十六条 管理会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十七条 管理会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による認可を受けた場合に準用する。

(財務諸表)

第二十八条 管理会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資地方公共団体に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 管理会は、前項の規定により財務諸表を出資地方公共団体に送付し又は農林大臣に提出するとき

は、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけないければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 管理会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 管理会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十条 管理会は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 管理会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 銀行その他農林大臣の指定する金融機関への預金

二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十二条 管理会は、農林省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十三条 管理会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

(農林省令への委任)

第三十四条 この法律に規定するもののほか、管理会の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

第三十五条 管理会は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、管理会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第三十六条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、管理会に対して報告をさせ、又はその職員に、管理会の事務所、事業所若しくは食料品総合小売市場に立入り、業務の状況

若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(書類の備付け及び閲覧)

第三十七条 管理会は、定款、業務方法書及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2 出資地方公共団体及び管理会の債権者は前項に規定する書類の、管理会の設置する食料品総合小売市場において生鮮食料品等の小売業を営業者及び管理会が建設する第二十二條第二項の食料品総合小売市場の用に供する建物その他の施設と一体となる施設の貸付けを受けた者は定款及び業務方法書の閲覧を求めることができる。

(連絡等)

第三十八条 管理会は、その業務の運営については、第二十二條第一項第一号の政令で定める地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 前項に規定する地方公共団体は、管理会に対し、管理会の業務の運営について協力するより努めるものとする。

(解散)

第三十九条 管理会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第五條第二項、第二十四條第一項、第二十七條第一項、第三十條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二條の認可をしようとするとき。

二 第二十三條第一項、第二十四條第二項、第三十二條又は第三十四條の農林省令を定めようとするとき。

三 第二十八條第一項又は第三十三條の承認をしようとするとき。

四 第三十一條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十一條 第三十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした管理会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした管理会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により出資地方公共団体に通知又は書類の送付をしなければならない場合において、その通知又は書類の送付をしなかつたとき。

三 第六條第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

四 第二十二條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第三十一條の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十五條第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

七 第三十七條第一項の規定に違反して、書類を備えて置かず、又は正当な理由がないのに、同条第二項の規定による書類の閲覧の請求につき、当該書類の閲覧を拒んだとき。

第四十三條 第七條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(管理会の設立)

第二條 農林大臣は、管理会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、管理会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長

又は監事に任命されたものとす。

第三條 農林大臣は、設立委員を命じて、管理会の設立に関する事務を処理させる。

第四條 設立委員は、定款を作成して、農林大臣の許可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたるときは、第二十二條第一項第一号の政令で定める地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に對し、管理会に對する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林大臣に對し、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたるときは、政府及び出資の募集に應じた地方公共団体に對し、出資金の払込みを求めなければならない。

5 前項の規定により払込みを求められたときは、政府は第四條第二項の出資金の全額を、出資の募集に應じた地方公共団体はその引き受けた出資金の全額を払い込まなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 第四十條の規定は、第一項又は第三項の認可をしようとする場合に準用する。

第五條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき

者は、前条第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六條 管理会は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第七條 この法律の施行の際現に食料品総合小売市場管理会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第七條の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第八條 管理会の最初の事業年度は、第二十六條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。

第九條 管理会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十七條第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「管理会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本蚕蠶事業団」の下に、「食料品総合小売市場管理会」を加える。

「食料品総合小売市場管理法」の下に、「食料品総合小売市場管理会」を加える。

同条第十八号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に、「食料品総合小売市場管理会」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ六 食料品総合小売市場管理会ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十二條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「日本蚕蠶事業団」の下に、「食料品総合小売市場管理会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十三條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「日本蚕蠶事業団」の下に、「食料品総合小売市場管理会」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第十四條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第十四号の次に次の一号を加える。

(地方税法の一部改正)

第十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第二項第三号中「日本蚕蠶事業団」の下に、「食料品総合小売市場管理会」を加える。

理由

生鮮食料品等の流通の合理化を促進してその適正な小売価格の形成に資し、国民生活の安定に寄与するため、近代的な経営方式を導入する総合的な生鮮食料品等の小売業を営営するための小売市場の設置、その小売市場における当該小売業に係る生鮮食料品等の購入、販売等に関する事項についての指導等をその業務とする法人として、食料品総合小売市場管理会を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○丹羽（兵）政府委員 ただいま議題となりました農業改良資金助成法の一部を改正する法律案の提案の理由と主要内容を御説明申し上げます。

農業改良資金制度は、昭和三十一年に創設されたものでありまして、国の助成により都道府県に置かれる特別会計の資金をもつて農業者に無利子の貸し付けを行なう制度であり、従来、新しい農業技術の導入に必要な資金を貸し付け、農業経営の改善に多大の寄与をなしてきたのであります。

しかしながら、最近の農業をめぐる諸般の情勢にかんがみ、農業経営を技術面において改善するだけでなく、これとあわせて、広く農家生活の改善を促進し、農業者が健康で文化的な生活を営むことができるようにするための施策や農業経営の次代をになうべき優秀な農村青少年の育成確保をはかるための施策を強力に推進する必要があるとされるに至っております。

すなわち、農家生活の改善につきましては、従来から生活改善普及員の普及活動等を通じて推進をはかつてきたところでありまして、古い慣習に根ざした農家の生活内容、生活方式には、まだまだ改善の余地が大きく、改善意欲のある農家に対しても資金的裏づけが十分でない等の事情によって、依然として改善効果が十分にあらわれないといふような実情にありま

また、農業後継者の育成確保につきましては、従来から各種研修教育施設の整備拡充、青少年活動の促進等の施策を講じてきたところでありますが、農村青少年の他産業への流出の原因は、単に他産業との所得格差や農村の生活環境のみに起因するものではなく、農業後継者たる青少年が、家族農業経営の中において、その意欲と能力を十分に伸ばす機会に恵まれていないことにも大きな原因があると思われるのであります。

以上のような観点から、農業改良資金制度を大幅に改正し、無利子の貸し付け金として、農家生活改善資金及び農業後継者育成資金を加えることとした次第であります。

これにより、農業改良資金の貸し付け対象となる農家生活改善資金とは、農家生活の改善を促進するための合理的な生活方式を導入するのに必要な資金であり、農業後継者育成資金とは、農業後継者たる農村青少年がみずから特定の農業部門の経営を行なう等の方法により、近代的な農業経営担当者として必要な農業の技術または経営方法を実地に習得するのに必要な資金であり、それぞれの具体的内容は政令を

もつて定めることとしております。

また、償還期間の最高は、従来三年でありましたが、新たな資金の種類、追加と技術導入資金にかかる技術の高度化の傾向にかんがみまして、これを最高五年に引き上げることとしたしております。

以上のほか、農家生活改善資金と農業後継者育成資金について、その他の貸し付け条件、貸し付け要件等を定め

以上がこの法律案の提案の理由と主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

土地改良法の一部を改正する法律案につきましまして、その提案理由を御説明申し上げます。

土地改良法は、土地改良事業の実施のための基本的な法律として昭和二十四年に制定されまして以来、数回の改正を経て今日に至っておりますが、この間、本法に基づきまして各種の土地改良事業が施行され、農業生産力の増進とわが国経済の発展に寄与してまい

とところで、最近における農業とこれをめぐる社会経済的諸条件とは著しい変化が生じてきております。このような事態に対応して農業の発展と農業従事者の所得の向上をはかつてまいりますためには、農業基本法に掲げられております諸施策を総合的かつ効率的に進めてまいらなければならぬと

考えられますが、特にこれらの施策のうち、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事業につきましても、その一そうの適切かつ合理的な実施をはかり得るよう改善の措置を講ずることが

必要であると思われまします。したがいまして、この際、事業実施の状況に照ら

し、また、農業基本法の指向する新たな観点に立つて土地改良制度の全般についてその改善合理化のための法制的措置を講ずる必要があると考えるのであります。このよう趣旨から、政府

は、さきの第四十三回国会及び第四十四回国会に土地改良法の一部を改正する法律案を提出したのでありますが、今回趣旨及び内容を同じくする法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主要な内容につ

きましまして御説明いたします。

第一は、目的の規定を改正し、土地改良法の目的は、農業基本法に掲げられております政策目標の達成に資することにある旨を明定したことでありま

す。第二は、土地改良事業の拡充及び整備をはか

つたこととあります。まず、新たに草地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を土地改良事業に加えて、土地改良事業を農地及び草地を含んだ農用地を対象とする事業に拡大するとともに、従来の開田、開墾事業を農用地造成事業とし、この農用地造成事業の円滑な施行に資するため、未墾地の権利関係の調整のため

の関係権利者の協議及び都道府県知事のあっせんまたは調停に関する規定を整備いたしました。次に、圃場条件の整備のために必要な事業を一体的に実施できるようにするため区画整理事業の範囲を拡充するとともに、これとあわせて農用地の集団化を促進するため換地計画の樹立方式及び換地処分の実施方法につきまし

ても改善をはかることとしたしております。

第三は、土地改良長期計画の制度を設けたこととあります。土地改良事業は、その事業の性格から長期的見通しに基づいて行なわれることが必要であると

考えられるのであります。特に農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即して土地改良事業を計画的に実施するため、新たに土地改良長期計画の作成、改定及び実施に

関し必要な規定を設けたのでありま

す。第四は、土地改良事業の施行方法及び費用の賦課徴収の方法に関する規定の整備であります。まず、土地改良事業の総合的かつ効率的な実施をはかるため、二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合における手続を整備いたします。ことに、国または都道府県が農民からの申請によらずみずから計画を定めて行なう土地改良事業の範囲を拡大し、国または都道府県が行なう土地改良事業計画の樹立の際における関係都道府県知事または関係市町村長との協議制度を採用する等、事業の円滑な実施に資するよう所要の規定の整備を行なうこと

としたしております。次に、事業費の賦課徴収の方法につきましましては、国営、都道府県営土地改良事業にかかる負担金は、都道府県が受益者またはこれにかえて土地改良区から徴収する従来の方式のほか、関係市町村から徴収し得る道を開いたので

あります。

第五は、土地改良施設の維持管理に
関する規定の整備であります。土地改
良区等がかんがい排水施設等重要な土
地改良施設の管理を行なう場合には、
管理規程を定めることとする。ことに
、国営、都道府県営土地改良事業に
つきまして事業計画の樹立の際あらか
じめ土地改良施設の管理者及び管理方
法に関する基本的事項を定めることに
して、事業完了後の土地改良施設の管
理の適正化を期することとしたのであ
ります。

第六は、土地改良区の管理及び組織
に関する規定の整備であります。現在
土地改良区は約一万三千の多きを数え
ておりますが、そのうちには、その存
立の基礎が必ずしも十分ではない、い
わゆる弱小土地改良区と称せられるも
のも散見されるのであります。そこで
今後におきましては、一つの土地改良
区で関連性の深い二以上の土地改良事
業をあわせて施行することができると
することのほか、土地改良区の設立の規
制、役員等の責任の強化、合併に關する
規定の整備等所要の改正を行なうこと
といたしております。

以上のほか、国営、都道府県営土地
改良事業にかかる換地処分に関する規
定の新設、特定土地改良工事特別会計
により国が行なう事業の拡充、国営干
拓事業によって生じた干拓地等の転用
の場合における特別徴収金の徴収に關
する規定の新設、土地改良財産の譲与
に關する規定の整備、市町村及び農業
協同組合等の行なう土地改良事業に關
する規定の整備等所要の改正を行なう
こととしたのであります。

以上がこの法律案を提案する理由及
びその主要な内容であります。何とぞ

慎重御審議の上、すみやかに御可決く
ださいようお願い申し上げます。
次に、農林漁業金融公庫法の一部を
改正する法律案につきまして、その提
案理由及び主要な内容を御説明申し上
げます。

わが国の農林漁業の自然的、経済
的、社会的制約による不利を補正し、
国民経済の成長発展に即応して、その
生産性の向上及び経営の改善をはかる
には、農林漁業に對し強力な助成を行
なうことが必要であります。そのため
の施策の重要な一環として、政府は、
従来から農林漁業金融公庫を通じて、
あるいは農業近代化資金制度により、農
林漁業の生産性の向上及び體質の改善
のために必要な資金の融通の円滑化に
つとめ、特に昭和三十八年度におきま
しては農林漁業経営構造改善資金融通
制度を設けて長期低利資金の供給の道
を拡充強化してまいつたのであります。

しかしながら、最近における他産業
の急速な成長に對照し、これと均衡の
とれた発展をはかるとともに、国際競
争力を強化していくためには、農林漁
業の近代化をさらに急速に推進するこ
とが強く要請されております。このた
め、昭和三十九年度から、農林漁業金
融公庫の融資制度を面的に改善し、
農林漁業の生産基盤の整備、経営構造
の改善、経営の拡大等に必要の長期か
つ低利の資金を飛躍的に拡大すると
ともに、複雑多岐にわたつてはる金利、
貸し付け期間等の貸し付け条件を大幅
に改善簡素化して、農林漁業者に對す
る資金の供給を迅速かつ円滑に行なう
こととした次第であります。

この面的改善措置の第一点は、資
金量の拡充であります。すなわち、三
十九年度における公庫の貸し付け計画
額は、前年比二百億円増額して一千七
十億円とし、三百五十億円を政府が追加
出資することとしたのであります。

第二点は、金利の引き下げと金利体
系の簡素化であります。まず、現行の
九段階に分かれてはる複雑多岐な金利
体系を資金の性格により金利を統一す
る方向で整理し、原則として三分五
厘、五分、六分五厘および七分五厘の
四段階とすることとしたのであります。た
だし、果樹園經營改善、畜産經營拡大
等の資金の金利につきましては、その
政策的重要性にかんがみ、当分の間、
五分五厘といたしてあります。また、
新たに土地取得、小造林等の資金の金
利を三分五厘に引き下げ、三分五厘の
資金量を前年度の約二・四倍の約四百
四十五億円と面的に増大するとともに
、林道、主務大臣指定施設等の資金
についても金利の引き下げをはかるこ
ととしたのであります。

第三点は、償還期限及び据え置き期
間の改善簡素化であります。まず、償
還期限につきましては、現行の十三段
階に分かれ個別的に細分化されてはる
ものを、原則として三十年、二十五
年、二十年、十五年及び十年の五段階
に改善整理することとし、土地改良、
林道、漁港、伐採調整の各資金等広い
範囲にわたつて償還期限の延長を行な
うこととしたのであります。

期間延長の措置を講ずることとしてお
ります。
なお、このほか、融資ワクの統合、
貸し付け事務の改善簡素化をはかり、
公庫資金の貸し付けがより一そう迅速
かつ円滑に行なわれるようあわせて措
置することとしたのであります。

以上のような農林漁業金融公庫融資
制度の面的改善措置を実施するた
め、同公庫の貸し付け金にかかる貸し
付け条件を定めた規定に所要の改正を
加えるとともに、政府の追加出資につ
いての規定を整備する等の必要があり
ますので、本法案を提案した次第であ
ります。

以下、改正のおもな内容について御
説明申し上げます。
改正の第一点は、公庫に對する政府
の追加出資及び公庫の資本金の増加に
ついての規定の整備であります。さき
に申し上げましたように、農林漁業の
近代化を推進するため、昭和三十九年
度におきましては、総額千七百億円の
貸し付け決定を行なうこととし、これ
に伴い政府が一般会計及び産業投資特
別会計から合計三百五十億円の追加出資
をすることとしてありますが、特に今
回の貸し付け計画額の増加が三分五厘
を中心とする低利資金の面的拡大を
その内容としておりますところから
、今後とも政府の追加出資による公
庫の資本金の増加が予想されるのであ
ります。このため、政府は必要がある
と認めるときは、予算で定める金額の
範囲内で公庫に追加出資できることに
することとし、この場合において、公
庫はその出資額により資本金を増加す
るものとする規定を設けることによ
り、今後は法律改正の手續を経ずに政

府の追加出資による資本金の増加を行
なうことができることとしたのであり
ます。

第二点は、監事の権限についての規
定の整備であります。すなわち、監事
は、監査の結果に基づき、必要がある
と認めるときは、総裁または総裁を通
じて主務大臣に意見を提出することが
できることとしたのであります。これ
は、他の政府関係金融機関等と軌を一
にしまして、監事の権限についての規
定の整備をするものであります。

第三点は、公庫の貸し付け金にかか
る貸し付け条件の改善整理でありま
す。まず、さきに申し上げました公庫
の融資制度の面的改善措置を実施す
るため、公庫の貸し付け金の償還期限
には据え置き期間を含むこととする
とともに、農地等取得資金の金利を三分
五厘に改めるなど公庫の貸し付け金の
利率、償還期限及び据え置き期間につ
いて所要の改正を行なうこととしたし
てあります。

なお、果樹園經營改善資金、畜産經
營拡大資金、沿岸漁船整備促進資金及
び沿岸漁業協業化促進資金の金利につ
きましては、さきに申し上げましたと
おり、当分の間、五分五厘といたして
あります。

以上が、この法律案の提案の理由及
びおもな内容であります。何とぞ慎重
御審議の上、すみやかに御可決くだ
さいようお願いいたします。

次に、北海道寒冷地畑作農業改善資
金融通臨時措置法の一部を改正する法
律案を提案する理由について御説明申
し上げます。

この法律は、北海道における寒冷地
はなはだしい特定の畑作地域を寒冷地

畑作振興地域として指定いたしましたし、この地域内の農業者で営農改善計画を立てて、これに基づいてその営農の改善をはかる者、農林漁業金融公庫が必要な資金を貸し付けることにより、その地域における農業者の経営の安定をはかることを目的とするものでありまして、昭和三十三年に制定されたものであります。

この制定により農業者が資金の貸し付けを受けようとするときは、所要の資格認定を受けなければなりません。が、その申請の期限は現行の規定によれば昭和三十三年三月三十一日と定められており、これにより、昭和三十三年十二月現在六千六百六十七戸の認定をいたしておるのであります。諸般の事情のため、なお今後認定を希望する有資格農家が約五千戸残っている状況であります。

したがって、この資格認定の申請の期限をなお二カ年延長することとし、もつてこの制度に基づく北海道寒冷地畑作地帯の農業の振興を継続してまいることとした次第であります。

以上が本改正法案を提案する理由とその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

農林漁業団体は、農林水産業の生産力の増進と農山漁民の経済的、社会的地位の向上をはかり、あわせて国民経済の発展に寄与するために設けられた農山漁民の団体であり、これらの団体の役員は、困難な環境の中にあつ

て、それぞれの団体の事業のため職務に邁進し、ひいてはわが国経済の進展に大きな貢献をなしてまいったことは、いまだ申し上げるまでもないところであります。

顧みますと、昭和三十三年四月、これらの団体の役員について、これと同一地域社会にあつてその職能上常に対比される立場にある市町村職員と均衡のとれた身分保証がないため、優秀な人材を確保することが困難であり、少なくとも市町村職員が享受している程度の年金制度の実施は、ぜひとも必要であるという要望が強く、国は農林漁業団体職員共済組合法を制定し、当時の市町村職員共済組合法、私立学校教職員共済組合法その他の共済組合制度にならつてその給付内容を定め、自來農林漁業団体職員共済組合は、これらの団体に勤務する役員職員の相互扶助事業により、その福利厚生をはかり、これらの団体の事業の円滑な運営に資してまいったことは、御承知のとおりであります。

しかるに、その後、昭和三十三年五月には現在の国家公務員共済組合法が制定せられ、昭和三十六年六月には私立学校教職員共済組合法の改正が行なわれ、昭和三十七年九月には地方公務員共済組合法が制定されるに至り、それぞれ給付内容が引き上げられたことに伴い、農林漁業団体職員共済組合の給付内容と他の共済組合のそれとの間に格差が生ずるに至りました。そこで、今、農林漁業団体職員共済組合による給付内容をこれら他の共済組合制度に準じて改善いたし、その他この制度の円滑な運営をはかるための所要の規定の整備を行なう

ことにより、農林漁業団体に勤務する役員職員の福利の増進をはかり、これらの団体の事業の円滑な運営に資そうとするものであります。

次に、この法律案による制度改正の内容の概要について御説明申し上げます。

改正の第一点は、本組合の給付水準を国家公務員共済組合、私立学校教職員共済組合その他の共済組合制度の給付水準に準じて引き上げることとした点であります。これが今回の改正の眼目でありまして、具体的に申し上げますと、まず、給付の基礎となる平均標準給与につきましては、その算定の基礎期間が従来五年でありましたのを三年に改め、これにより、平均標準給与の額を従来より引き上げることとしたわけでありまして、さらに、退職年金の年額につきましても、組合員期間二十年の者に対し、従来平均標準給与の年額の百分の三十三・三が支給されておりましたのを百分の四十に引き上げ、二十年をこえる組合員期間一年につき、従来平均標準給与の年額の百分の一・五を加算しておりましたのを百分の一・五を加算することに改めるわけでありまして、障害年金につきましても、職務上傷病による障害年金と職務外傷病による障害年金とに区別し、療養の程度を一級、二級及び三級に分け、職務上傷病による障害年金については特に手厚い給付を行なうこととしております。また、遺族年金につきましても、その支給率は一般に退職年金の半分でありましたが、職務死亡の場合には退職年金相当額が支給されることとしております。なお、これらの年金につきましても、それぞれ最低保障額と

最高限度を設けることとしております。以上のほか、退職一時金、障害一時金、遺族一時金につきましても、それぞれ給付額の引き上げを行なうこととしていたしております。

改正の第二点は、標準給与の月額、改訂であります。現行の標準給与の等級及び月額を定めた表は、昭和三十三年に定められたものでありますが、現在の農林漁業団体の役員職員の給与の実態を勘案し、このたびその最低を三千元から六千元に、その最高を五万二千元から七万五千元に引き上げ、標準給与と現実の給与との乖離の是正に資することとしたしております。

改正の第三点は、これらの改正に伴う経過措置についてであります。給付額の計算方法につきましては、改正日前の組合員期間が旧法の計算方法によつて計算し、改正日後の組合員期間が新法の計算方法によつて計算し、兩者を合算することを原則としております。が、これは国家公務員共済組合等の他の共済組合制度における経過措置に準じて定めております。

以上の三つのほか、掛け金の徴収に關する規定、審査会の審査事項に關する規定、余剰金の運用に關する規定等につきましても所要の整備をはかつております。

最後に、この法律の施行期日は、準備期間を考慮して、この法律の公布の日から六カ月以内で政令で定める日としております。

次に、食料品総合小売市場管理法案につきましても、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国における消費者価格は、近年上昇しておりますが、これは、特に野菜、果実、魚介等の生鮮食料品の値上がりによるところが大きいのであります。

政府といたしましては、このような状況にかんがみ、需要の変化に適合した生産の安定的拡大と農水産業の構造改善による生産性の向上をはかるため、各般の施策を推進するとともに、生鮮食料品の出荷の安定と計画化、中央卸売り市場の改善整備等の措置を講じてまいつたのであります。

しかしながら、生産者から消費者に至る生鮮食料品の流通過程においては、小売り段階における経費が最も大きく、かつ、それが増大する傾向にあることにかんがみまして、今後農水産業の所得の確保、向上をはかることに、生産、流通面での各般の施策の効果を一般消費者に及ぼすためにも、小売り段階での流通経費の節減をはかる必要があると考えられるのであります。

すなわち、わが国における生鮮食料品の流通経路の最末端組織である小売販売機構は、販売効率の低い多数の零細な小売り業者によつて占められており、近年における労働費の逼迫等による経費の増加を売り上げの増加等の方法によらず、小売マージンの増大によつてまかなう傾向がうかがわれるのであります。これに対する対策としていたしましては、近時諸外国においても著しい発展を示し、また最近わが国においても急速な普及を見せておりま

すいゆるスーパーマーケット等に見られる近代的な経営方式を導入し、小売り段階における流通経費の節減による価格形成の適正化をはかつていくことが必要と考えられるのであります。この点につきまして、今後これらの中小売り商業者がみずから協同して積極的に近代的な方向へ進むことが必要と考えられるのであります。

政府といたしましては、このような見地から、大都市及びその周辺の地域に、近代的な経営方式を導入して総合的に生鮮食料品等の小売り業を営むための食料品総合小売り市場を中小小売り商業者による経営近代化のモデルとして設置することとしたのであります。そしてこの適正な運営を通じて、既存の中小小売り商業者の経営近代化を促進するとともに、生鮮食料品の価格形成の適正化に資し、もって国民生活の安定に寄与することが緊要と考えられるのであります。このための食料品総合小売り市場の設置及び管理は、公益的な性格を持たせてこれを適正に運営する必要があります。また、その設置の効果的確保することが特に必要であると考えられます。そこで、その設置管理主体といたしましては、国と地方公共団体とが共同して出資する特別の法人を設立し、一般消費者及び中小小売り商業者の意見を十分に反映させつつ公正な運営をはかつていくことが適切であると考え、この法案を提案することとした次第であります。

以上のような考え方のもとに、昭和三十九年度におきましては、さしあた

り、東京都の区域に二十カ所の食料品総合小売り市場を設置することを予定しております。これに要する資金は合計約二十億円であります。建物及び諸設備の建設に要する資金のうち、生鮮食料品の販売の用に供する部分につきましてはその二分の一に当たる約三億円を国と東京都が折半して補助することとしております。建物及び諸設備の補助費並びに土地取得資金につきましては、国は東京都を通じて四億円の資金の融通を行なうとともに、東京都も一般起債により四億円の資金の融通を行なうこととし、残余については一般金融機関等から調達するよう考えております。

また、食料品総合小売り市場の設置及び管理にあたりましては、周辺の中小小売り商業者を活用して営業を行なわせ、これを中小小売り商業者の経営近代化のモデルといたす所存であります。また、適正な価格形成がなされるよう配慮し、周辺の中小小売り商業者に急激な摩擦を与えることを避けることといたしたいと考えております。

この法律案は、以上のような目的を達成するため特別に設立する食料品総合小売り市場管理会の組織、業務、財務等に関する事項を定めたものでありまして、そのおもな内容は、おおむね次のとおりであります。

まず第一に、この管理会の資本金は、政府及び地方公共団体が出資する金額の合計金額とし、政府は、管理会の設立に際し、一億二千五百万円を出資することとし、その後必要に応じて追加して出資することができるとしてあります。

なお、地方公共団体の出資については、法律上特に規制を設けず、管理会に対し自由に出資することができるとしてあります。国と同額の出資がなされることを期待してあります。

第二に、この管理会の組織について申し上げます。役員の数、任免等について所要の規定を設けるとともに、出資地方公共団体及び一般消費者、小売り商業者等広く関係者の意見を聞き、業務の円滑適正な運営を期するため、運営審議会を設け、業務の運営に関する重要事項を調査審議させることといたしてあります。

第三に、この管理会のおもな業務は、近代的な経営方式を導入する総合的な生鮮食料品等の小売り業を営むための食料品総合小売り市場の設置及び管理、その小売り市場における生鮮食料品等の購入、販売等に関する事項についての指導であります。

なお、管理会は、食料品総合小売り市場の設置及び管理の業務については、農林省令で定める基準に従って行なわなければならないこととしてあります。また、その設置に際しては、管理会は、その設置及び管理の計画の概要について、これを設置しようとする場所をその区域に含む出資地方公共団体の長の意見を聞かなければならないことといたしてあります。

第四に、管理会の財務及び会計につきましては、予算、事業計画等につ

き、あらかじめ農林大臣の認可を受けることとし、長期または短期の借入金をするに及ぶ余裕金の運用等についても所要の監督規定を設けることといたしてあります。

第五に、附則におきまして、管理会を設立するため必要な手続規定を設けてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○高見委員長 次に、湯山勇君外十一名提出、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取することにいたします。湯山勇君。

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律

農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号を次のように改める。

二 臨時に使用される者

第十七条第二項中「その資格を喪失した日の前日の属する月の翌月からその申出をする日の属する月までの各月の掛金を添えて」を削り、同条第四項中「その日」を「その日、

第五号に掲げる事由に該当するに至つたときは納付済みの掛金に係る最後の月の翌月の初日」に改め、同項第五号中「掛金を滞納」を「掛金（第五十六条第三項の規定により納付すべき掛金を除く）を滞納」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前条第二項及び第三項の規定は、任意継続組合員の資格の取得及び喪失の確認に準用する。

第十七条第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により任意継続組合員の資格を取得した者が、第五十六条第三項の規定により納付すべき掛金を同項の期限までに納付しないときは、第一項の規定による任意継続組合員とならなかつたものとみなす。

第十七条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合は、第一項の申出を受理したときは、その旨を、遅滞なく、当該申出をした者に通知しなければならない。

第十八条第四項中「組合員であつた期間は」を「組合員又は任意継続組合員であつた期間は」に、「当該組合員であつた期間に係る組合員の資格」を「当該組合員又は任意継続組合員であつた期間に係る組合員の資格」に改め、「同条第二項」の下に「（前条第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその改定した金額を支給する。

第二十四条第一項中「不具廃疾で生活資料を得るみちがない」とを「別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある」と改める。

第二十五条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「死亡一時金又は年金者遺族一時金」を「又は死亡一時金」に改め、同条第二号中「もの」の下に「子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡当時十八歳未満で婚姻をしていない場合又は十八歳以上で別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合に限る。」を加え、同条第三号及び第四号を削る。

第二十六条第一項第二号中「死亡一時金又は年金者遺族一時金」を「又は死亡一時金」に改め、「又は第四号」を削り、「それぞれ当該各号」を「同号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者になることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者に

つては、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

第二十八条を次のように改める。
(支払未済の給付の受給者の特例)
第二十八条 この法律に基づく給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払いを受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これをその者の遺族(遺族年金又は死亡一時金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

第二十九条中「市町村職員共済組合」の下に「その他地方公務員共済組合」を加える。
第三十条第一項中「遺族給付」を「遺族給付(第二十八条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この条において同じ。)」に改める。
第三十一条中「遺族」の下に「若しくは相続人」を加える。
第三十四条の次に次の一項を加える。
(退職給付と障害給付との調整)
第三十四条の二 障害年金と退職年金とを支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行なうものとする。

2 障害年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

3 退職年金を受ける権利を有する者には、障害一時金は、支給しない。

第三十六条第一項中「第四項」を「第六項」に改め、「又はその者が障害年金の給付を受けている間」を削る。
第三十六条第二項を次のように改める。

2 退職年金の年額は、平均標準給与の年額の百分の四十に相当する金額(組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。))が二十年をこえるときは、その金額にそのこえる年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この章において同じ。)一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。ただし、その額が九万六千円より少ないときは、九万六千円とし、その額が平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

第三十六条第三項中「第三十九条第四項」を「第三十九条及び第四十六條第三項」に改め、同条第四項中「(障害年金を受ける権利を有する者を除く。)」が別表第二を「別表第二の上欄」に改める。
第三十七條第一項中「その組合員となつた日の属する月から」を「組合員である間は、」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「従前の退職年金の額」の下に「(当該退職年金の額について前条第二項ただし書の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)」を加

え、「日額の四日分」を「年額の百分の一・五」に改める。
第三十七條に次の一項を加える。

3 前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額(前条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額)をこえるときは、前条第二項ただし書(平均標準給与の年額の百分の七十に相当する額とする部分に限る。)の規定にかかわらず、当該金額をもつてその改定額とする。

第三十七條の二第二項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「組合員又は任意継続組合員」と、「前条第一項ただし書」とあるのは、「第三十七條の二第二項ただし書」を、「組合員又は任意継続組合員」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十八條第一項ただし書を次のように改める。
ただし、組合員の資格を喪失した日に任意継続組合員の資格を取得した者、任意継続組合員の資格を喪失した日に組合員の資格を取得した者又は次項の規定により計算した額がない者には、支給しない。

第三十八條第二項第二号及び同条第四項中「第四項」を「第三項」に改める。

第三十八條の二第二項中「の前日(第三十九條第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日)」を削り、同条第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

第三十八條の三第二項中「の前日(第三十九條第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日)」を削る。
第三十九條を次のように改める。
(障害年金)
第三十九條 次の各号に掲げる者が、当該各号の場合に該当するときは、その者が死亡するまで、障害年金を支給する。

一 職務により病気にかかり、又は負傷した組合員 その職務による傷病(以下「職務傷病」という。)の結果として、組合員の資格の喪失(生存脱退事由に該当することによる組合員の資格の喪失をいう。以下この節において同じ。)があつた時に別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は組合員の資格の喪失があつた時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間の経過後一月を経過するまでに、その者の請求があつたとき。

二 組合員であつた期間が六月以上の者で、組合員又は任意継続組合員である間に、職務によらないで病気にかかり、又は負傷

したもの。その傷病の結果として、組合員の資格の喪失があつた時若しくは任意継続組合員である間にその傷病に係る障害給付の請求をした時に別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は組合員の資格の喪失があつた時若しくは任意継続組合員の資格の喪失（第七条第六項第二号、第四号若しくは第五号に該当することによる任意継続組合員の資格の喪失をいう。以下この節において同じ。）があつた時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間の経過後一月を経過するまでに、その者の請求があつたとき。

2 前項第一号又は第二号中「組合員の資格の喪失があつた時」とあり、「任意継続組合員である間にその傷病に係る障害給付の請求をした時」とあり、又は「任意継続組合員の資格の喪失があつた時」とあるのは、当該傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第一号若しくは第三項の規定による療養補償若しくは療養の給付その他療養補償に相当する補償を受けている者にあつては、「当該傷病がなかつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打ち補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、これらのときに当該傷病について健康保険、又はこれに相当する制度によ

る療養の給付又は療養費の支給を受けている者でこれらの給付の支給開始後三年を経過していないものにあつては、「療養の給付若しくは療養費の支給開始後三年を経過するまでの間になつた時又はなおらないがその期間を経過した時」とする。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（障害年金の年額）

第三十九条の二 前条第一項第一号の規定による障害年金（以下「職務による障害年金」という。）の年額は、廃疾の程度に応じ、平均標準給与の年額に別表第二の中欄（イ）に掲げる率を乗じて得た金額（組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。以下次項において同じ。）が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし、その額が平均標準給与の年額に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

2 前条第一項第二号の規定による障害年金（以下「職務によらない障害年金」という。）の年額は、廃疾の程度に応じ、平均標準給与の年額に別表第二の中欄（ロ）に掲げる率を乗じて得た金額（組合員であつた期間が十年をこえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する金額を、二十年をこえる

ときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 第三十六条第三項の規定は、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の障害年金の額を算定する場合に準用する。

第四十条中「組合員の資格の喪失等」を「組合員の資格の喪失があつた時又は任意継続組合員の資格の喪失に、「別表第二」を「別表第二の上欄」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三十九条第二項の規定は、前項の規定により障害年金の額を改定する場合に準用する。

第四十一条を次のように改める。

（一）以上の廃疾がある場合の取扱（イ）

第四十一条 組合員又は組合員であつた者について同時に二以上の廃疾があるときは、第三十九条第一項各号の病状又は負傷によらないものを除き、職務による廃疾年金と職務によらない障害年金との別に応じ、これらの廃疾を併合した障害の程度を前三条に規定する廃疾の程度として、これらの規定を適用する。

2 組合員又は組合員であつた者について、職務傷病による廃疾と職務傷病によらない廃疾とがあるとときは、職務によらない障害年金については、次に定めるところによる。

一 当該年金の基礎となるべき廃疾の程度は、職務傷病による廃

疾を職務傷病によらないものとみなし、これらを併合した廃疾の程度による。

二 当該年金の第三十九条の二第二項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、職務傷病による廃疾を職務傷病によらないものとみなし、これらを併合して算定した障害年金の額（当該職務傷病による廃疾の程度が別表第二の上欄に掲げる廃疾の程度に該当する場合に、当該廃疾が職務傷病によらないものであるとしたならば当該廃疾について支給されるべき障害年金の額を控除した金額）とする。

3 前項の場合において、第三十九条の二第三項において準用する第三十六条第三項本文の規定による控除は、職務によらない障害年金の額から行ない、なお残額がある場合に、職務による障害年金の額から行なうものとする。

第四十二条第一項中「その組合員となつた日の属する月から」を「組合員である間、」に改め、同条第二項中「資格の喪失等」を「資格の喪失」に、「別表第二」を「別表第二の上欄」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三十九条第二項の規定は、前項の規定により障害年金の額を改定する場合に準用する。

4 前二項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときのその改定額が、次の各号に掲げる額の合算額より少ないときは、当該合算額をもつてその改定額とする。

一 改定前の障害年金の額（改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度が改正障害年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とし、改定前の障害年金の額について第三十九条の二第二項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額とする。以下この条において同じ。）

二 前後の組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。以下この条において同じ。）を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

5 第三項及び第三項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務によらない障害年金であるときのその改定額が、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる額より少ないときは、当該各号に掲げる額をもつてその改定額とする。

一 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が十年に達

しない場合において、その改定額が改定前の障害年金の額より少ないとき、改定前の障害年金の額。

二 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が十年以上二十年以下である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に当該合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額より少ないとき、その加算して得た額。

三 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に、当該合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については前号の規定により加算すべき額を、二十年をこえる年数についてはその一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額より少ないとき、その加算して得た額。

四 前後の組合員であつた期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎

となつた組合員であつた期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に、当該合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員であつた期間の年数を控除した年数一年につき再び組合員の資格の喪失があつた当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないとき、その加算して得た額。

6 前二項の改定額が、改定前の障害年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額に相当する金額（第三十六条第三項本文（第三十九条の二第三項）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた者にあつては、これらの規定により改定前の障害年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額）をこえるときは、第三十九条の二第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含むものとし、平均標準給与の年額に相当する額とする部分に限る。）の規定にかかわらず、当該金額をもつてその改定額とする。

第四十三条を次のように改める。

（職務による障害年金と障害補償等の調整）
第四十三条 職務による障害年金を受ける権利を有する者が、その職務傷病について労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費を受ける権利を取得したときは、

職務による障害年金は、当該障害補償又は障害補償費の支給を受ける事由が生じた時から六箇年、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 別表第二の上欄の一級に該当する者 百分の三十

二 別表第二の上欄の二級に該当する者 百分の二十

三 別表第二の上欄の三級に該当する者 百分の十

第四十四条第一項中「障害年金の支給を受ける程度」を「別表第二の上欄に掲げる程度」に改め、同条第二項中「受けなくなつた場合」を「受けなくなり、又は死亡した場合（遺族年金を支給する場合を除く。）」に、「十月分を」「十二月分」に改め、「額」と平均標準給与の月額の十月分に相当する額を合算した額（その合算した額が平均標準給与の月額の二十二月分に相当する額をこえるときは、平均標準給与の二十二月分に相当する額）を「額（職務による障害年金で当該職務傷病について労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受ける権利を有しない者に係るもの及び職務によらない障害年金にあつては、平均標準給与の月額の十二月分に相当する額を加算して得た額（第四項において「合算額」という。）とする。）」に改め、「満たないときは、」の下に「その者又はその遺族

に」を加え、同条に次の三項を加える。

3 第二十四条から第二十七条までの規定は、前項の場合における遺族の範囲及び順位並びに同順位の遺族が二人以上あるときの支給方法に準用する。

4 第二項の規定により支給された差額に相当する金額は、給付に関する規定（第三十七条の二、第三十八条の二、第三十八条の三及び第五十条の二の規定を除く。）の適用については、当該差額が合算額との差額である場合における平均標準給与の月額の十二月分に達するまでの金額については障害一時金と、その残額については退職一時金（第三十六条第三項（第三十九条の二第三項）において準用する場合を含む。）の規定の適用に關しては、第三十八条第二項第一号に掲げる額）とみなす。

5 前項の規定により退職一時金又は障害一時金とみなされる差額の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合における第二十八条の規定の適用については、同条中「遺族年金又は死亡一時金についてはこれらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族」とあるのは、「（当該給付が第四十四条第二項に規定する死亡した場合に該当して支給されるものであるときは、同項の死亡した者の遺族）」とする。

第四十五条を次のように改める。

（障害一時金）
第四十五条 組合員であつた期間が六月以上の者で、組合員又は任意

継続組合員である間に、職務により又は職務によらないで病気にかかり又は負傷したものが、その職務傷病（労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けられないものに限る。）又は職務によらない傷病の結果として組合員の資格の喪失があつた時又は任意継続組合員である間にその傷病に係る障害給付の請求をした時に別表第三に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、障害一時金として、平均標準給与の月額の十二月分に相当する金額を支給する。

2 第三十九条第二項の規定は、前項の規定により障害一時金を支給する場合に準用する。この場合において、同項中「なおかつ時又はなおならないがその期間を経過した時」とあるのは、「なおかつ時」と読み替へるものとする。

3 同時に二以上の廃疾があるときは、第一項の傷病によらないものを除き、これらの廃疾の併合した廃疾の状態を同項に規定する廃疾の状態として、同項の規定を適用する。

第四十六条を次のように改める。

（遺族年金）
第四十六条 次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に、当該各号に掲げる額の遺族年金を支給する。

一 組合員が職務傷病により、組合員である間に、又は組合員の資格の喪失後に死亡した場合平均標準給与の年額の百分の四

十に相当する金額（組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。以下この項において同じ。）が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）

二 組合員であつた期間が二十年以上である者が、職務傷病によらないで死亡した場合、その者が受ける権利を有していた退職年金の年額（退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、障害年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を生ずる事由に該当することによる組合員の資格の喪失となした場合において支給すべきこととなる退職年金の年額）の百分の五十に相当する金額

三 組合員であつた期間が十年以上二十年未満である者が職務傷病によらないで組合員若しくは任意継続組合員である間に死亡した場合又は組合員であつた期間が十年以上二十年未満である者が障害年金を受ける権利を有するものが職務傷病によらないで死亡した場合、平均標準給与の年額の百分の十に相当する金額（組合員であつた期間が十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する金額を加えた金額）

四 組合員であつた期間が十年未満の者が職務による障害年金を受ける権利を有するものが職務によらないで死亡した場合、平均標準給与の年額の百分の十に相当する金額

2 前項の規定による遺族年金の額が六万円に満たないときは、六万円とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3 次の各号に掲げる者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者（第三十六条第三項ただし書、第三十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により定める額を返還した者を除く。）である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 第一項第一号に規定する者
前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六条第三項本文（第三十九条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する政令で定めるところにより算定した額を控除した金額

二 第一項第二号に規定する者
同号に掲げる金額（その額が六万円からその者に係る第三十六条第三項本文に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、その控除した金額）

三 第一項第三号又は第四号に規定する者
前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六条第三項本文に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する金額を控除した金額（遺族年金の停止）

第四十七条 夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、この限りでない。

第四十八条の見出し中「転給」を「失権及び転給」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二 婚姻したとき。

三 三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 子又は孫で別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。

六 別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（職務による遺族年金と遺族補償等との調整）
第四十九条の二 第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金を受

ける権利を有する者が、組合員又は組合員であつた者の死亡につき労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償を受ける権利を取得したときは、その遺族年金は、当該遺族補償又は遺族補償の支給を受ける事由が生じた時から六年間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額の百分の二十に相当する金額の支給を停止する。

2 前項の規定による掛金は、組合員又は任意継続組合員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、徴収するものとする。この場合において、組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月にさらに組合員又は任意継続組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は徴収しない。

第五十五条第一項中「折半して」を「四十五と五十五の割合で」に改める。

組合員であつた期間が十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が六月以上である者（組合員であつた期間が十年未満である任意継続組合員のうち任意継続組合員であつた期間が六月以上である者を含む。）が職務傷病によらないで死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。ただし、当該遺族が第四十六条第一項第四号の遺族年金の支給を受ける権利を有することとなるときは、この限りでない。

第五十六条第二項中「第十七条第二項」を「次項」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

第五十条第二項中「組合員」の下に「又は任意継続組合員」を加える。

第五十七條第四項の規定により任意継続組合員の資格を取得した者は、同条第三項の通知を受けたときは、最後に組合員の資格を喪失した日の前日の属する月の翌月から当該通知を受けた日の属する月までの各月の掛金を、当該通知を受けた日の属する月の翌月の末日までに組合に納付する義務を負う。

第五十一条及び第五十二条を次のように改める。

（掛金の繰上徴収）
第五十六条の二 掛金は、次の各号に掲げる場合においては、納期前であつても、すべて徴収することができる。

第五十一条及び第五十二条を次のように改める。

一 農林漁業団体が、次のいずれかに該当する場合

第五十一条及び第五十二条を次のように改める。

（掛金の繰上徴収）
第五十六条の二 掛金は、次の各号に掲げる場合においては、納期前であつても、すべて徴収することができる。

第五十一条及び第五十二条を次のように改める。

（掛金の繰上徴収）
第五十六条の二 掛金は、次の各号に掲げる場合においては、納期前であつても、すべて徴収することができる。

イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。

ロ 強制執行を受けるとき。

ハ 破産の宣告を受けたとき。

ニ 競売の開始があつたとき。

二 農林漁業団体が、解散した場合

第五十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により掛金を徴収するときは、この限りでない。

第五十八条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、「督促」の下に「又は第五十六条の二各号（第一号ハを除く。）の一に該当したことに

より納期を繰り上げてする掛金の納入の告知」を加え、「同項の規定による」を「その」に改める。

第六十一條第二項中「同条第二項」の下に「（第七十七條第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十二條第一号中「政令で定めるところにより算出した額を除く。以下この号において同じ。」の百分の十五」を「百分の十八」に改める。

第六十三條第一項及び第六十六條第一項中「給付に關する決定、掛金その他組合員若しくは任意継続組合員が組合員として支払うべき金額の徴収」を「組合員若しくは任意継続組合員の資格、給付に關する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八條の規定による処分」に改める。

第六十六條第二項中「徴収」の下に「処分」を加える。

第六十六條第七項中「給付に關する決定」についての第一項の「を削る。

第七十七條の次に次の一条を加える。

（期間計算の特例）

第七十七條の二 この法律の規定により給付の請求、審査請求又は給付を受け権利に係る届出若しくは申出に係る期間を計算する場合には、申出に、その請求、届出又は申出が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

第七十八條の次に次の一条を加える。

（退職年金等の最低保障額の変更）

第七十八條の二 農林大臣は、生計費又は消費者物価の水準が第三十六條第二項ただし書、第四十六條第二項又は別表第二の下欄に定める額の決定の基礎となつた当時の生計費又は消費者物価の水準に比して百分の五以上増減したときは、これらの額の変更に關し必要な手続をとらなければならない。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

別表第一を次のように改める。

別表第一

（期間計算の特例）

第七十七條の二 この法律の規定により給付の請求、審査請求又は給付を受け権利に係る届出若しくは申出に係る期間を計算する場合には、申出に、その請求、届出又は申出が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

第七十八條の次に次の一条を加える。

（退職年金等の最低保障額の変更）

第七十八條の二 農林大臣は、生計費又は消費者物価の水準が第三十六條第二項ただし書、第四十六條第二項又は別表第二の下欄に定める額の決定の基礎となつた当時の生計費又は消費者物価の水準に比して百分の五以上増減したときは、これらの額の変更に關し必要な手続をとらなければならない。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

別表第一を次のように改める。

別表第一

（期間計算の特例）

第七十七條の二 この法律の規定により給付の請求、審査請求又は給付を受け権利に係る届出若しくは申出に係る期間を計算する場合には、申出に、その請求、届出又は申出が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

第七十八條の次に次の一条を加える。

（退職年金等の最低保障額の変更）

第七十八條の二 農林大臣は、生計費又は消費者物価の水準が第三十六條第二項ただし書、第四十六條第二項又は別表第二の下欄に定める額の決定の基礎となつた当時の生計費又は消費者物価の水準に比して百分の五以上増減したときは、これらの額の変更に關し必要な手続をとらなければならない。

（退職年金等の最低保障額の変更）

第七十八條の二 農林大臣は、生計費又は消費者物価の水準が第三十六條第二項ただし書、第四十六條第二項又は別表第二の下欄に定める額の決定の基礎となつた当時の生計費又は消費者物価の水準に比して百分の五以上増減したときは、これらの額の変更に關し必要な手続をとらなければならない。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

別表第一を次のように改める。

別表第一

（期間計算の特例）

第七十七條の二 この法律の規定により給付の請求、審査請求又は給付を受け権利に係る届出若しくは申出に係る期間を計算する場合には、申出に、その請求、届出又は申出が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

第七十八條の次に次の一条を加える。

（退職年金等の最低保障額の変更）

第七十八條の二 農林大臣は、生計費又は消費者物価の水準が第三十六條第二項ただし書、第四十六條第二項又は別表第二の下欄に定める額の決定の基礎となつた当時の生計費又は消費者物価の水準に比して百分の五以上増減したときは、これらの額の変更に關し必要な手続をとらなければならない。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

別表第一を次のように改める。

別表第一

（期間計算の特例）

第七十七條の二 この法律の規定により給付の請求、審査請求又は給付を受け権利に係る届出若しくは申出に係る期間を計算する場合には、申出に、その請求、届出又は申出が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

第七十八條の次に次の一条を加える。

（退職年金等の最低保障額の変更）

第七十八條の二 農林大臣は、生計費又は消費者物価の水準が第三十六條第二項ただし書、第四十六條第二項又は別表第二の下欄に定める額の決定の基礎となつた当時の生計費又は消費者物価の水準に比して百分の五以上増減したときは、これらの額の変更に關し必要な手続をとらなければならない。

三年六月以上	七〇日
三年六月未満	八二日
四年六月以上	九五日
四年六月未満	一〇七日
五年六月以上	一二〇日
五年六月未満	一三二日
六年六月以上	一四五日
六年六月未満	一五七日
七年六月以上	一七〇日
七年六月未満	一八二日
八年六月以上	一九五日
八年六月未満	二〇七日
九年六月以上	二二〇日
九年六月未満	二三二日
一〇年六月以上	二四五日
一〇年六月未満	二五七日
一一年六月以上	二七〇日
一一年六月未満	二八二日

三年六月以上	七〇日
三年六月未満	八二日
四年六月以上	九五日
四年六月未満	一〇七日
五年六月以上	一二〇日
五年六月未満	一三二日
六年六月以上	一四五日
六年六月未満	一五七日
七年六月以上	一七〇日
七年六月未満	一八二日
八年六月以上	一九五日
八年六月未満	二〇七日
九年六月以上	二二〇日
九年六月未満	二三二日
一〇年六月以上	二四五日
一〇年六月未満	二五七日
一一年六月以上	二七〇日
一一年六月未満	二八二日

一年六月以上	二八二日
一年六月未満	二九五
二年六月以上	三〇七日
二年六月未満	三二〇日
三年六月以上	三三二日
三年六月未満	三三二日
四年六月以上	三三二日
四年六月未満	三三二日
五年六月以上	三三二日
五年六月未満	三三二日
六年六月以上	三三二日
六年六月未満	三三二日
七年六月以上	三三二日
七年六月未満	三三二日
八年六月以上	三三二日
八年六月未満	三三二日
九年六月以上	三三二日
九年六月未満	三三二日
一〇年六月以上	三三二日
一〇年六月未満	三三二日
一一年六月以上	三三二日
一一年六月未満	三三二日

四三

級		二	
一 両眼の視力が〇・一以下に減じた	一五 傷病がなおらないで、身体の機能が又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	一 両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	の らしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの
	一四 精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの	二 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	
	一三 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	三 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてこれ解することとができない程度に減じたもの	
	一二 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	四 咀嚼又は言語の機能を廃したものの	
	一一 両下肢のすべての足ゆびの用を廃したものの	五 脊柱の機能に高度の障害を残すもの	
	一〇 一上肢を腕関節以上で失つたもの	六 一上肢を肘関節以上で失つたもの	
	九 一上肢の用を全く廃したものの	七 一上肢を足関節以上で失つたもの	
	八 一上肢の用を全く廃したものの	八 一上肢の用を全く廃したものの	
	七 一上肢の用を全く廃したものの	九 一上肢の用を全く廃したものの	
	六 一上肢の用を全く廃したものの	一〇 両上肢のすべての指の用を廃したものの	
	五 一上肢を腕関節以上で失つたもの	一一 両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの	〇・六
	四 一上肢を肘関節以上で失つたもの	一二 両下肢のすべての足ゆびを失つたもの	〇・四
	三 一上肢を足関節以上で失つたもの	一三 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	九六、〇〇〇円
	二 一上肢を腕関節以上で失つたもの	一四 精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの	
	一 一上肢を肘関節以上で失つたもの	一五 傷病がなおらないで、身体の機能が又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	

級		三	
一四 傷病がなおらないで、身体の機能が又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	一四 傷病がなおらないで、身体の機能が又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	二 両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話を解することとできない程度に減じたもの	の もの
	一三 精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	三 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	一二 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	四 脊柱の機能に著しい障害を残すもの	
	一一 両下肢のすべての足ゆびの用を廃したものの	五 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの	
	一〇 一上肢を腕関節以上で失つたもの	六 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの	
	九 一上肢の用を全く廃したものの	七 長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	
	八 一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	八 一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	
	七 一上肢のおや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したものの	九 一上肢のおや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したものの	〇・四
	六 一上肢を腕関節以上で失つたもの	一〇 両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの	〇・三
	五 一上肢を肘関節以上で失つたもの	一一 両下肢のすべての足ゆびの用を廃したものの	六〇、〇〇〇円
	四 一上肢を足関節以上で失つたもの	一二 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	
	三 一上肢を腕関節以上で失つたもの	一三 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	
	二 一上肢を肘関節以上で失つたもの	一四 傷病がなおらないで、身体の機能が又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	
	一 一上肢を腕関節以上で失つたもの	一五 傷病がなおらないで、身体の機能が又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものと、指の末節の半分以上を失ひ、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足ゆびの用を廃したものと、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾にあつては、足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 この表の一級の項第八号、二級の項第一五号及び三級の項第一四号に掲げる廃疾の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

別表第三

障害一時金を支給すべき程度の廃疾の状態

番号	廃疾の状態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの

備考 別表第二の備考一から五までと同じ。

附則

- （施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。
（現組合員である者等についての標準給与に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に組合員である者については、この法律による改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「新法」という。）第二十条第三項の規定にかかわらず、その者がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）に組合員の資格を取得したものとみなして新法第二十条第五項の規定を適用する。
- 2 この法律の施行の際現に任意継続組合員である者に係る施行日以後の各月の標準給与は、なお従前の例による。
- （給付に関する経過措置）
第三条 新法の給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関する必要な事項は、次条から附則第十七条までに定めるところによる。
- （定義）
第四条 次条から附則第十七条までにおいて、次の各条に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 旧組合員 この法律による改正前の農林漁業団体職員組合法（以下「旧法」という。）の給付に関する規定の適用を受ける組合員及び任意継続組合員をいう。
二 新組合員 新法の給付に関する規定の適用を受ける組合員及び任意継続組合員をいう。
三 更新組合員 施行日の前日に旧組合員であつた者で、施行日に新組合員となり、引き続き新組合員であるものをいう。
四 旧法の平均標準給与の年額
旧法第二十一条の規定の例により算定した平均標準給与の月額額の十二倍に相当する金額をいう。
五 新法の平均標準給与の年額
新法第二十一条の規定の例により算定した平均標準給与の年額をいう。
六 旧法の平均標準給与の日額
旧法第二十一条の規定の例により算定した平均標準給与の日額をいう。
七 新法の平均標準給与の日額
新法第二十一条の規定の例により算定した平均標準給与の日額をいう。
- 八 組合員の資格の喪失等
第三十九条第一項第一号に規定する組合員の資格の喪失及び同項第二号に規定する任意継続組合員の資格の喪失をいう。
（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱）
第五条 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、なお従前の例による。
- （更新組合員に係る退職年金の額に関する一般的経過措置）
第六条 更新組合員に係る新法第三

- 五 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
- 六 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
- 七 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
- 八 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
- 九 脊柱の機能に障害を残すもの
- 一〇 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
- 一一 二下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
- 一二 二下肢を三センチメートル以上短縮したもの
- 一三 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
- 一四 一上肢の二指以上を失つたもの
- 一五 一上肢のひとさし指を失つたもの
- 一六 一上肢の三指以上の用を廃したもの
- 一七 ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
- 一八 一上肢のおや指の用を廃したもの
- 一九 二下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
- 二〇 二下肢の五趾の用を廃したもの
- 二一 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 二二 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

十六條第二項に規定する退職年金の年額は、第一号及び第二号に掲げる期間に應じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 旧組合員であつた期間 二十年に達するまでの年数について

は一年につき旧法の平均標準給与の年額に相当する金額（その額が六十二万四千円をこえるときは、六十二万四千円とし、新組合員であつた期間が五年未満の者については、旧法の平均標準給与の年額の算定の基礎となる旧組合員であつた期間の各月における標準給与の月額は、それぞれ当該各月における旧法第二十條の規定の例による従前の標準給与の月額とする。以下この号において同じ。）の六十百分の一に、二十年をこえる年数については一年につき旧法の平均標準給与の年額に相当する金額の九十分の一に、それぞれ相当する金額

二 新組合員であつた期間 前号に掲げる期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の平均標準給与の年額（新組合員であつた期間が三年未満の者については、新組合員であつた全期間の各月における標準給与の合算額をその期間の総月数で除して得た額の十二倍に相当する金額とする。以下この号において同じ。）の百分の二に、二十年をこえる年数については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に、それぞれ相当する金額

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

3 新法附則第四條の規定により組合員であつた期間とみなされる期間（以下「厚生年金保険期間」という。）を有する更新組合員に係る第一項第一号の金額は、同号の規定にかかわらず、同号の金額から、その額に厚生年金保険期間を旧組合員であつた期間で除して得た割合を乗じて算定した額の百分の二十（組合の成立の日におけるその者の標準給与の月額が一万八千円をこえる場合にあつては、当該月額を一万八千円で除して得た割合を百分の二十に乘じて算出した比率。附則第十條第二項において同じ。）に相当する額を控除した額とする。

（退職年金の額の最高限及び最低保障に関する経過措置）
第七條 前條の規定により算定した金額が新法の平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額（前條第一項第一号の金額が新法の平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、同号の金額）を前二條の退職年金の額とする。

いときは、その額を前二條の退職年金の額とする。
（更新組合員で再退職するものに係る退職年金の額の改定に関する経過措置）
第八條 旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員に係る退職年金の改定額は、前二條の規定の例により算定した額を新法第三十六條第二項の規定による額とした場合の同條の規定による退職年金の額とする。

2 前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による退職年金（以下この条において「従前の退職年金」という。）の額に次の各号に掲げる期間に應じ当該各号に掲げる金額の合算額を加算して得た額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

一 旧組合員であつた期間（従前の退職年金の基礎となつた旧組合員であつた期間を除く。）その年数一年につき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する金額
二 新組合員であつた期間 その年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する金額
3 附則第六條第二項の規定は、前項各号の年数の計算に準用する。
4 第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額（旧法第三十六條第三項本文の規定の適用を

受けた者にあつては、同項本文の規定により従前の退職年金の額の算定に控除することとされた額を控除した額）をこえるときは、第二項の規定にかかわらず、当該金額（その額が従前の退職年金の額に同項第一号に掲げる金額を加算して得た額より少ないときは、当該加算して得た額）をもつてその改定額とする。

（更新組合員に係る通算退職年金の額に関する経過措置）
第九條 更新組合員に係る新法第三十七條の二第三項に規定する通算退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に應じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 旧組合員であつた期間 新法第三十七條の二第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは「旧組合員であつた期間」と、「平均標準給与の月額」とあるのは「旧法の平均標準給与の月額」として同項の規定の例により算定した金額
二 新組合員であつた期間 新法第三十七條の二第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは「新組合員であつた期間」と、「平均標準給与の月額」とあるのは「新法の平均標準給与の月額」として同項の規定の例により算定した金額（更新組合員に係る退職一時金の額に関する経過措置）
第十條 更新組合員に係る新法第三十八條第二項第一号に掲げる金額

は、次の各号の期間に應じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 旧組合員であつた期間で施行日の前日まで引き続いているもの 旧法の平均標準給与の日額（その額が千七百三十四円をこえるときは、千七百三十四円とし、新組合員であつた期間が五年未満の者については、旧法の平均標準給与の日額の算定の基礎となる旧組合員であつた期間の各月における標準給与の月額は、それぞれ当該各月における旧法第二十條の規定の例による従前の標準給与の月額とする。）を基礎として旧法第三十八條第二項第一号の規定の例により計算した金額
二 新組合員であつた期間 新法の平均標準給与の日額（新組合員であつた期間が三年未満の者については、新組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額の三十百分の一に相当する金額とする。）に当該期間を前号に規定する期間とを合算した期間に対応する政令で定める日数から前号に規定する期間に対応する政令で定める日数を控除した日数を乘じて得た金額

2 前項第一号の金額の計算の基礎となるべき期間に厚生年金保険期間が含まれている更新組合員に係る同号の金額は、同号の規定にかかわらず、同号の金額から、旧法の平均標準給与の日額を基礎とし

て厚生年金保険期間につき旧法第三十八條第二項第一号の規定の例により算定した額の百分の二十に相当する額を控除した額とする。
(更新組合員に係る障害年金の額に関する一般的経過措置)

第十一條 更新組合員に係る新法第三十九條の二第一項又は第二項に規定する障害年金の額のうち二十年をこえる組合期間について加算する金額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 旧組合員であつた期間で二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する金額

二 新組合員であつた期間で旧組合員であつた期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する金額

2 前項の場合において、旧組合員であつた期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、新組合員であつた期間に加算するものとする。

(旧組合員であつた期間内の傷病に係る障害年金の額の特例)

第十二條 更新組合員が、施行日までに引き続き旧組合員であつた期間内に病氣にかかり、又は負傷し、同日以後にその傷病により、組合員の資格の喪失等があり、新法第三十九條第一項の規定の適用を受ける場合において、新法第三十九條

の二及び前二條の規定により算定した障害年金の額が、その者が組合員の資格の喪失等があつた時まで引き続き旧組合員であるものとみなして旧法を適用するものとならば受けることができる旧法第三十九條の規定による障害年金の額に相当する金額より少ないときは、当該金額をその障害年金の額とする。

2 新法第三十九條第二項の規定は、前項に規定する組合員の資格の喪失等があつた時に準用する。
(更新組合員で再退職するものに係る障害年金の額の改定に関する経過措置)

第十三條 旧法の規定による障害年金を受ける権利を有する更新組合員に係る障害年金の改定額は、当該障害年金を職務によらない障害年金とみなして新法第三十九條の二及び附則第十一條又は新法第四十一條の規定により算定した額とする。

2 前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による障害年金(以下この条において「従前の障害年金」という。)の額(改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度に相当する程度となつたものとみなして旧法の規定の例により算定した額。第四項において同じ。)に次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額を加算して得た額より少ないと

きは、前項の規定にかかわらず、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

一 旧組合員であつた期間(従前の障害年金の基礎となつた旧組合員であつた期間を除く。第三号において同じ。)で従前の障害年金の基礎となつた旧組合員であつた期間と合算して十年をこえるものに達するまでのもの
その年数一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一に相当する金額

二 新組合員であつた期間で従前の障害年金の基礎となつた旧組合員であつた期間及び前号に掲げる期間と合算して十年をこえるものに達するまでのもの
その年数一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一に相当する金額

三 旧組合員であつた期間で従前の障害年金の基礎となつた旧組合員であつた期間及び第一号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する金額

四 新組合員であつた期間で従前の障害年金の基礎となつた旧組合員であつた期間及び前号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する金額

た当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する金額

3 前項の場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号又は第三号の期間に加算するものとし、同項第二号又は第三号に掲げる期間(これに加算する期間があるときは、これを加算した期間)に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第四号の期間に加算するものとする。

4 第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額に相当する金額(旧法第三十九條第四項において準用する旧法第三十六條第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により従前の障害年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額)をこえるときは、第二項の規定にかかわらず、当該金額(その額が従前の障害年金の額に同項第一号及び第三号に掲げる金額を加算して得た額より少ないときは、当該加算して得た額)をもつてその改定額とする。

(更新組合員に係る遺族年金の額に関する経過措置)

第十四條 更新組合員に係る新法第四十六條第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、附則第十一條第一項各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2 更新組合員に係る新法第四十六條第一項第三号の規定による遺族年金の額は、附則第六條及び第七條の規定の例により算定した金額の百分の五十に相当する金額とする。

(遺族年金の失権及び転給に関する経過措置)

第十五條 旧法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が従前の例によるとすればその権利を失ふこととなる場合において、新法第四十八條の規定を適用するものとならばその権利を失わないときは、附則第五條の規定にかかわらず、新法第四十八條の規定による。

(更新組合員に係る遺族一時金の額に関する経過措置)

第十六條 更新組合員が死亡した場合におけるその遺族に対する新法第五十條の規定による遺族一時金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、附則第十條の規定により算定した金額と同額とする。

(再就職者に関する経過措置)

第十七條 附則第六條から第八條まで、第十一條、第十三條及び第十四條の規定は、次の各号に掲げる者に準用する。

の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「又は農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」を削り、「場合の下に「又は農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」の規定による職務による障害年金を受けることができる場合(同法第四十三條の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く。）」と、「当該障害年金の下に「又は当該職務による障害年金を、」相当する額を」の下に「それぞれ」を加える。

理由

農林漁業団体職員共済組合の給付水準が、その他の共済組合の給付水準に比して、著しく遅れている現状にかんがみ、給付内容の改善等を図るとともに、この制度の円滑な運営を図るため規定の整備をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約一億三千万円の見込みである。

昭和三十九年三月六日印刷

昭和三十九年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

○湯山議員 私は、提案者を代表して、ただいま議題となりました農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたしたいと存じます。

農林漁業団体職員共済組合法は、農林漁業団体役員職員の年金制度を確立することによって、そこに働く人々が将来に明るい希望を持ち、安心して業務に専念できるようにするため、去る昭和三十三年四月に制定されました。

しかしながら、当時、国家公務員共済組合法を全面的に改正して、給付水準を公共企業体等職員共済組合法並みに大幅に引き上げようとして審議中であつたにもかかわらず、改正前の国家公務員共済組合法を骨子として制定されました。

そのため、農林漁業団体職員共済組合法の制定直後、昭和三十三年五月に国家公務員共済組合法が改正され、また、これに準じていた私立学校教職員共済組合法が昭和三十六年六月に改正され、昭和三十七年九月に地方公務員共済組合法が、全面的に国家公務員共済組合法に準じて制定されたなど、他の共済組合が給付水準の一元化の方向に向かって改正された中で、農林年金制度のみが、給付水準の面で著しく立ちおくれしているという現状になっております。

さらに、厚生年金も、近い将来に給付水準の大幅引き上げを行なう段階にあります。今日、農林漁業団体職員共済組合法のすみやかな改正を行なわなければ、本制度設立の目的がそなわれないおそれ強いといわなければなりません。農林年金も充足以来満五年を経過し、この間の実績も十分に把握でき、法改正を行なう準備も十分に整つております。したがって、農林漁業団体職員共済組合法を改正し、給付内容等の改正をはかることによって、農林漁業団体役員職員が将来に希望を持って職務に専念し得るようになります。

であると考えざるを得ません。本案は第四十三国会に提案いたしました。残念ながら成立をみるに至りませんが、ここに再び提案をする次第であります。

まず第一に、標準給与の引き上げを行なうこととし、標準給与の等級及び月額を最低七千円から最高十万円までの三十一等級に改め、平均標準給与月額額の算定基準を最終三年間の平均とするにいたしました。

第二に、退職給付の改善を行ない、退職年金の年金額を、平均標準給与月額額の四十に相当する額とし、組合員期間二十年をこえる年数一年につき、平均標準給与月額額の百分の一・五に相当する額を加算することといたしました。

第三に、障害給付の改善を行ない、障害年金の支給要件たる廃疾の程度を一級、二級、三級の三種に区分し、また職務上の傷病による廃疾と職務外の傷病の廃疾とに区分し、職務上の傷病による廃疾についてはすべての組合員を、職務外の傷病による廃疾につ

いては組合員期間半年以上の組合員を対象として支給することとしました。そして、障害年金の額は、平均標準給与の年額に、職務による年金の場合は一級〇・八、二級〇・六、三級〇・四、職務によらない年金の場合は一級〇・五、二級〇・四、三級〇・三の率を乗じて得た額とし、最低保障額を設けることといたしました。

また、組合員期間十年以上二十年未満の者に支給する障害年金は、十年をこえる年数一年につき平均標準給与月額額の百分の一・五に相当する額を加算することといたしました。また、障害一時金は平均標準給与月額額の十二月分に相当する額を支給することといたしました。

第四に、遺族給付の改善を行ない、職務上の傷病による死亡についてはすべての組合員の遺族を、職務外の傷病による死亡については、組合員期間十年以上の組合員の遺族を対象として支給することとし、職務による障害年金を受ける権利を有する者が、職務によらずに死亡したときは、その者の遺族に支給することといたしました。

そして、職務による遺族年金の額は、平均標準給与の年額の百分の四十に相当する額に組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五を加算することとし、職務によらない遺族年金の額は、組合員期間二十年以上の場合、その死亡した者が受けるべきであった退職年金の額の百分の五十に相当する額を支給し、組合員期

間が十年以上二十年未満の者に対しては、平均標準給与月額額の百分の十に、組合員期間が十年をこえるときに、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一を加算する額を支給することといたしました。

また、年金額の最低保障額を六万円とし、最高限を平均標準給与の年額の百分の七十にいたしました。

また、遺族一時金の計算の基礎となる組合員期間に応じた日数を十日から二百三十二日までに改めることといたしました。

第五に、国の補助は給付に要する費用の百分の十八に相当する額に引上げるとともに、掛金の負担は、組合員及びその組合員を使用する農林漁業団体等が、四十五と五十五の割合で掛け金を負担することといたしました。

第六に、以上の給付内容の改善にあわせて、従来不十分であつた諸規程の整備を行なうことといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容の説明であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○高見委員長 次会は、明二十六日午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時六分散会